

第3章 カントリーレポート：中国

河原 昌一郎

1. はじめに

中国は、2014 年になって、権力闘争、社会不安等の政治社会面での矛盾が深刻化する一方で、経済成長の減速が明確なものとなり、国家にとっての 1 つの転換期を迎えているように見える。

習近平政権が主導する反腐敗運動によって、2014 年には前中央軍事委員会副主席の徐才厚、さらには前中共政治局常務委員の周永康といった政敵が排除され、習近平の政権基盤の強化が進んだ。しかしながら、共産党内には既得権益等を守ろうとする強力な反対勢力が依然として存在することも指摘されており、権力闘争が必ずしも鎮まったわけではなく、その行方は予断を許すものではない。

また、中国国内では、経済的・社会的不満に由来する暴動が頻発し、中国社会の安定にとっての重大な懸念材料となっている。その要因は多岐にわたるが、労使問題、農村土地問題、少数民族問題のほか、最近では環境破壊等の深刻化にともなって、環境汚染・健康問題に関する抗議行動や暴動の増加が見られる。民主化・人権運動の抑制も依然として厳しく、インターネットに関する監視はさらに強化されつつある。

対外的には、増強された国力を背景として国際的影響力を高めるための外交が進められているが、その中で、東シナ海、南シナ海では関係国との協調を省みない独自の行動を繰り返すようになっており、関係国との外交的軋轢をますます強めつつある。

経済面では、経済成長の減速が明確なものとなり、2014 年から「経済の新常態」という概念が用いられるようになった。「経済の新常態」は、従来の高度成長をめざした投資主導型の経済発展方式から、成長率は少し落としつつも技術開発主導型の経済発展方式に転換させることを基本的理念としているが、中国でそのようなことは可能なのだろうか。

また、農業分野では、引き続き食糧の安全保障を確保することが最重要の課題とされているが、食糧増産のための手法を従来の補助金支出から農家への所得補償へ転換することが検討されており、また、農業経営効率化の観点から農地の流動化のための積極的な施策が講じられるようになっている。

中国をめぐる情勢はこのように大きく変化しつつあるが、本稿は、こうした諸情勢を踏まえつつ、2014 年の中国の政治、経済、農業をめぐる状況を整理したものである。

本稿が現在の中国を理解する上でわずかでもお役にたつことができれば幸甚であるが、至らない点はもとより多々あるものと考えている。お気付きの点についてはご指摘、ご叱正を賜ることとしたい。

2. 政治・経済の基本的動向

(1) 政治

2014 年の中国内政では、実質的に 2 年目を迎えた習近平政権が、内外政ともに多くの難題に直面する中で、国内での熾烈な政治抗争を乗り越え、安定した政権基盤を築くことができるのかどうか注目が集まることとなった。

2014 年 1 月 24 日に設立され、同年 4 月 15 日に第 1 回会議が開催された国家安全委員会は、習近平を中心とした国家運営体制の構築およびその安定化の一翼を担うものである。国家安全委員会は 2013 年 11 月に開催された中国共産党（中共）第 18 期中央委員会第 3 回全体会議で設立が決定されていたものであり、同委員会の主席は習近平が自ら占め、2 人の副主席は李克強（国務院総理）および張徳江（全国人民代表大会（全人代）常務委員長）である。

国家安全委員会の所掌は、軍事、公安だけではなく、外交、司法、情報、宣伝等、およそ国家の安全に関係すると見られる部門が網羅的にカバーされており、極めて広範な権限を有するものとなっている。習近平は、もともと軍事部門や公安部門には十分な勢力基盤を有しておらず、これら部門の統率に不安があったが、国家安全委員会の設立は、これら部門をより直接かつ強力に指導、管理することを可能とするものである。

国家安全委員会の設立等によって政権内の指導基盤の強化を図りつつ習近平が進めたのが反腐敗というスローガンの下での政敵の排除、肅正である。中国の党内抗争は、江沢民を中心としたグループ（上海出身者が多い。）、胡錦濤を中心としたグループ（中国共産主義青年団出身者が多い。）、および太子党と言われるグループ（共産党幹部二世。習近平はこれに属するとされる。）の権力抗争という観点から分析されることが多い。

さて、2014 年 6 月 30 日に中共中央政治局は前中央軍事委員会副主席の徐才厚の党籍剥奪処分を決定した⁽¹⁾。次いで同年 7 月 29 日に中共中央は前中共中央政治局常務委員の周永康に対して、中共中央規律検査委員会が立件、審査することを決定した⁽²⁾。徐才厚および周永康は、いずれも江沢民との関係が深いと目されていた人物である。このほか、習近平政権が、政権発足以来、反腐敗運動の一環として摘発した局長級以上の幹部は数百人に及ぶが、これら幹部はその大半が、胡錦濤のいわゆる共産主義青年団派または江沢民のいわゆる上海閥に属する者であるとされる⁽³⁾。

こうしたことから、習近平政権による政敵の排除が順調に進み、習近平が党内の権力抗争に勝利を収めつつあるように見える。しかしながら、その一方で、習近平が江沢民・胡錦濤時代につくられた党内の利益分配構造を改変しようとしているため、江沢民をはじめ、既得利益を持つ党幹部からの強い反発を受け、妥協を余儀なくされているとともに、国民からも反腐敗運動は既得権者内の争いとして全く相手にされていないという指摘があることにも留意しておきたい⁽⁴⁾。

内政面で、党内での権力闘争とともに習近平政権にとっての重要課題となっているのが

中国社会の安定である。中国社会の安定は、従来から、中国共産党政権の最重要課題の 1 つであるが、最近になって情勢はますます複雑化し、かつ、悪化しつつある。

中国政府が政権維持と社会的安定のためにとっている主要な措置として、民主化・人権運動の抑圧、経済的・社会的不満に由来する暴動の鎮圧、および少数民族の抗議行動の抑圧を挙げることができる。また、これとともにインターネットに関する監視はますます強化されつつある。

民主化・人権運動の抑圧については、2014 年 1 月 27 日に著名な人権活動家の胡佳氏とともに 10 人以上の活動家が当局に拘束されたが、これはインターネットでの書込みが問題視されたものと見られ⁽⁵⁾、当局の監視が強化されていることを窺わせる。しかしながら、2014 年 10 月 25 日に営まれた改革派学者陳子明氏（文革期、天安門事件等で民主化活動に参加）の葬儀では、当局の監視の中、約 600 人の知識人・民主化活動家が参列し、当局の締付けの強化に対して反発を示すものとなった⁽⁶⁾。

経済的・社会的不満に由来する暴動は、企業での労働条件に関するもの、農民からの土地収用に関するもの、または警察・行政担当者の横暴に関するもの等、その要因は多岐に渉り、その態様も様々であるが、近年では環境・健康への意識の高まりにより、環境汚染問題に関する抗議行動、暴動が多発するようになっている。たとえば、2014 年 5 月に杭州市でゴミ処理場建設をめぐる抗議デモが発生して警官隊との衝突で多数の負傷者が出ており⁽⁷⁾、同年 11 月には上海で電池工場建設による環境汚染を懸念する住民 4 千人が参加する大規模抗議デモが起きてやはり警官隊との衝突で多数の負傷者が出ている⁽⁸⁾。こうした各種要因による暴動は全国で年間数十万件に及ぶものと推測されているが、暴動の要因に対する解決策は基本的に講じられていないため、権利意識や環境・健康意識の高まりによってこうした暴動の発生、増加は今後とも避けられないものと見られる。

少数民族の抗議行動については、最近になって、ウイグル族に関係すると見られる暴動、死傷事件が頻発している。2014 年になってからも、新疆ウイグル自治区アクス地区トクス県における連続爆発事件⁽⁹⁾、同自治区ウルムチ南駅での爆発事件⁽¹⁰⁾、同自治区ウルムチ市内の朝市での爆発事件⁽¹¹⁾、同自治区カシュガル地区ヤルカンド県での武装集団による地元政府庁舎や派出所への襲撃事件⁽¹²⁾等、事件の発生は枚挙にいとまがない。中国政府の少数民族政策は、基本的に一方的な力による抑え込みであるが、こうした対応では問題解決にほど遠く、漢族とウイグル族との相互不信と憎悪は深まっており、両者の関係は相互に和解がより困難な「新たな段階」に入っているとの評価もなされている⁽¹³⁾。こうした中で 2014 年 11 月 21 日に新疆ウイグル自治区の格差是正を訴えてきた著名なウイグル族学者イリハム・トフティ氏に無期懲役の判決が言い渡された。このことは、習近平政権が少数民族問題については今後ともあらゆる批判を封殺する構えを明確に示したものである⁽¹⁴⁾。この判決に対して、アメリカ国務省ラスキー報道部長は「中国の民族間の相互理解を平和的に促進する重要な意見を沈黙させる」と批判している⁽¹⁵⁾。いずれにしても、チベット族、モンゴル族の問題を含め、少数民族問題は解決の緒が見えないままであり、逆に民族間の対立が激化している状況にあるとせざるを得ないだろう。

2014年10月23日に中共第18期第4回中央委員会全体会議（四中全会）の決議で提起された「依法治国」という標語は、こうした社会の不安定化と先に述べた党内抗争とのいづれにも対処しようとしたものである。法による統治を徹底することによって、地方党官僚による「人治」の実態を改めて住民の不満を緩和し、また、「反腐敗」の名で行われている権力闘争を正当化してその徹底を図ろうとするものである。

ただし、言わずもがなながら、中国の「依法治国」は民主国家の「法の支配」とは直接の関係がない概念であることには留意が必要である。民主国家の「法の支配」は民主的手続きの下で制定された法に従うことであるが、中国の法は共産党の指導の下に全人代で制定され共産党政権の独裁政治の手段として用いられるものである。しかも裁判所も共産党の指導に従うこととされて十分な独立性を有していないため、法執行の公正さは制度的に保証されていない。「依法治国」にはもともと重大な限界があるのである。

また、上記四中全会の決議では、重大な政策決定についての「終身責任追及制度」が明記されることとなった。これは、地方政府の責任者が、自己の実績を上げるために必要性の乏しい大型プロジェクト等を実施し、地元に大きな負担を残したまま異動することが多かった事情をまず念頭に置いたものであろうが⁽¹⁶⁾、中央の元有力者に適用することはもちろん可能であり、政敵を排除するための有力な根拠となり得るものである。したがって、「終身責任追及制度」の導入は、現在の権力闘争がその背景の一つとなっていると考えられるが、その一方で、この制度の導入は今後の共産党指導者の後継者選定において妥協の余地を狭めるものであり、将来的な権力闘争の激化、政策の硬直化といった重大な弊害を引き起こす可能性があることを指摘しておきたい。

四中全会の後、10月30日から11月2日まで、習近平は自ら主導して全軍政治工作会议を福建省上杭県吉田鎮で開催した。全軍政治工作会议は1999年7月に北京で開催されて以来、15年ぶりのものである。この会議で習近平は徐才厚の事件を深く反省し、その影響を徹底して除去し、軍幹部の思想改革を進めなければならないことを強調した。

上記の四中全会の決議やこの全軍政治工作会议での習近平の発言は、現在の党内抗争が依然として熾烈で、まだ予断を許さない面があることを窺わせるものである。

2014年の中国外政では、南シナ海等における中国の独自行動に対する周辺諸国の懸念を払拭するような動きは何ら見られず、その一方で、2014年11月のAPECの場で日中首脳会談は実現したものの、日本に対する敵対的姿勢がますます強められることとなった。

中国は、2013年11月23日に東シナ海で防空識別圏を設定した後、南シナ海においても防空識別圏設定の可能性を示唆していたが⁽¹⁷⁾、これに対してアメリカは、強行すれば軍部隊の配置変更で対抗するとの考えを中国側に伝えて自制するよう警告するとともに⁽¹⁸⁾、2014年2月24日に発表された2015会計年度（14年10月～15年9月）の国防予算に関する方針では中国の海洋進出を抑止する海空軍の能力向上や即応性の維持に重点が置かれたものとなった⁽¹⁹⁾。

アメリカのオバマ大統領は、2014年4月23日から同29日まで、日本、韓国、マレーシア、フィリピンの東アジア4カ国を歴訪したが、訪問国に中国は含まれていないものの、

中国との今後の関係をどうするかということがいずれの国においても重要なテーマであった⁽²⁰⁾。

2014年4月24日の日米首脳会談では、「日米を中核とし、関係諸国とも協力しつつ自由で開かれたアジア太平洋を維持し、そこに中国を関与させていくことが重要である」⁽²¹⁾との共同認識が表明されたが、このことは中国のいうアメリカとの「新型大国関係」による秩序という考え方を実質的に否定するものである。また、同会談では尖閣諸島が日米安保条約第5条の適用対象であることが改めて確認された。

4 カ国の最後に訪問したフィリピンでは、中国を意識した軍事問題の協議が優先的テーマであった。2014年4月28日、オバマ大統領がマニラに着く前に署名された米比軍事協定は、アメリカにフィリピンでのより大きな軍事プレゼンスを保証するものとなった。同日の米比首脳会談でオバマ大統領は、「我々はフィリピンの防衛能力建設にともに取り組み、そして、南シナ海といった地域の安定を促進するために他国を含めてともに取り組むつもりである。」と述べている⁽²²⁾。

南シナ海では、この後、2014年5月2日から中国がパラセル諸島近海で石油掘削活動を始め、同諸島の領有権とともに掘削海域がベトナム経済水域内にあると主張するベトナムとの間で船舶の損傷や負傷者を出す衝突事件が発生した。この掘削事件を契機としてベトナムでは大規模な反中暴動が発生するとともに、海上では両国の船の衝突が繰り返された。中国は、2014年7月15日に同海域での作業は終了したとして同海域から撤収し、事件は収束するが、ベトナム政府は中国の行為は全面的に違法だったと非難している⁽²³⁾。

また、2014年11月21日にアメリカ国防総省は中国がスプラトリー諸島で軍事用滑走路の建設と見られる大規模な埋め立て工事を行っていることを指摘し、その中止を求めたところ、中国共産党系の環球時報は逆に社説で当事国以外は介入するべきでないとアメリカを批判した⁽²⁴⁾。こうした南シナ海での中国の一連の行動は、アメリカや周辺国の懸念を深め、反発や対抗措置を招くことは必至であり、地域を不安定化させる重大な要因となるものである。

2014年7月9日、10日に北京で開催された「米中戦略・経済対話」では、この南シナ海問題が議論されたほか、アメリカ側は中国によるサイバー攻撃の中止および人民元の変動幅の拡大を求めるとともに、中国が主導する「アジアインフラ投資銀行」に懸念を表明したとされる⁽²⁵⁾。中国のサイバー攻撃の中止と人民元の規制緩和は従来からアメリカが強く求めていることであるが、ここでは今回新たに持ち出されたアジアインフラ投資銀行について触れておきたい。

アジアインフラ投資銀行は、アジア貧困国に資金を投入する500億ドル規模の機関として中国が主体となって設立準備を進めているものである。2013年10月の習近平の東南アジア歴訪の際に提唱された。日米には声かけられておらず当初から除外されている。同銀行は、世銀やアジア銀行に対抗し、中国独自のアジア経済圏を構築するための手段としようとする中国の意図は否定できない。このことは、アメリカが戦後指導してきた経済ブロックを作らない自由な経済秩序を否定することになりかねず、アメリカとしては看過で

きないものである。現在のところ、アメリカの働きかけもあって、先進国の参加の予定はないが、アジアの約 20 カ国が参加の予定としている。アメリカは同銀行のガバナンスに懸念を表明しているが、今後のアジア諸国の動きに一定の影響を与えることは否定されないで、同銀行の動向には注意が必要であろう⁽²⁶⁾。

日中関係では、中国は日本への敵対・報復意識を高める方向で国民意識を醸成しつつあると見られ、2014 年はそれがさらに新しい段階に進むこととなった⁽²⁷⁾。敵対・報復意識を高めるための最も有力な手法として用いられているのが戦前の事件を蒸し返すことであり、2014 年 2 月 27 日に全人代常務委員会は、1937 年に旧日本軍による南京事件が起きたとする 12 月 13 日を「国家哀悼日」に、1945 年に抗日戦争に勝利したとする 9 月 3 日を「勝利記念日」に定めた⁽²⁸⁾。また、中国では戦時中に日本に「強制連行」されたとする当事者による日本企業への提訴が続いているが、中国司法当局は 2014 年 3 月に提訴を受理した⁽²⁹⁾。さらに、2014 年 4 月 19 日には戦後補償をめぐる訴訟で中国当局は商船三井の船舶を差し押さえた。日中間の戦後補償問題は、1972 年の日中共同声明で解決済みの問題であり、こうした中国の対応は国際的に非常識というほかなく⁽³⁰⁾、相互の信頼関係を大きく損ねるだけのものであろう。

これとともに、中国の常万全国防相が 2014 年 4 月 8 日にヘーゲル米国防長官との会談で対日戦争を辞さないとする発言を行うなど、中国政府関係者は内外で日本に対する強硬姿勢と非難の発言を繰り返している⁽³¹⁾。

こうした中国側の対応に日本側は中国の脅威とカントリーリスクを強く感じるようになり、この結果、日本企業の中国離れが進み、日本の対中投資は 2014 年 1～6 月において前年同期比 48.8 パーセントの減少となった⁽³²⁾。

こうした中で、2014 年 11 月 7 日に日中間で 4 項目の合意がなされ、それをもとに同月 10 日、北京で開催された APEC の場で日中首脳会談が実現した。4 項目の合意の内容は①日中の戦略的互惠関係を引き続き発展させていくことを確認、②歴史を直視し、未来に向かうという精神で両国関係に影響する政治的困難を克服することで若干の認識の一致、③尖閣諸島等東シナ海での緊張状態について異なる見解を有していると認識し、対話と協議で情勢の悪化を防ぎ、危機管理メカニズムを構築し、不測事態の発生回避で意見の一致、④様々なチャンネルで政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることで意見の一致、というものである⁽³³⁾。もとより、尖閣諸島の領有権が日本にあることは国際法上明白であり同諸島の領有権問題は存在しないという日本の立場に影響するようなものではない。

中国側が日中首脳会談に応じた背景は必ずしも明確ではないが、党内抗争等による国内での政治的混乱、周辺諸国による中国への警戒感の高まりとともに、2014 年になって中国経済の減速傾向が一層強まっており、こうした困難を緩和するために日本との一定程度の関係改善が必要となったということが考えられよう。

しかしながら、日中首脳会談は実現したものの、日本への敵対・報復意識を高めるための政策や反日教育は続けられており、日本を想定したと見られる軍事力配備や関連措置は

ますます増強されつつある。したがって、中国の日本に対する基本的姿勢には変化が見られないとするほかに、日中関係の前途にはまったく厳しいものがあるとせざるを得ないのである。

（２） 経済

2014 年中国経済の基本的動向については 2014 年になって新たに提起された「経済の新常態」という概念に即して考えてみることにしたい。経済の新常態という概念は、2014 年 5 月の習近平の河南視察の際に初めて提起されたものであり、8 月 6 日から 8 日まで人民日報で経済の新常態に関する説明記事が連載されるとともに、11 月 9 日の APEC 商工業者サミットにおける習近平の講演でも経済の新常態の意味することについての詳細な説明が行われた。

2013 年 11 月に開催された中共第 18 期第 3 回中央委員会全体会議（三中全会）では行き詰まりを見せつつある中国経済の今後の方向についての考え方を明確に示すことができなかったが、経済の新常態という概念は、三中全会で先送りにされた課題について一定の結論を示したものであるといえる。

上記 APEC 商工業者サミットの習近平の講演によれば、経済の新常態とは次のようなものである⁽³⁴⁾。

第一に、新常態の経済は、①高速成長から中高速成長への転換、②第三次産業の消費需要が主体となる経済構造の高度・合理化、③生産要素、投資による駆動から技術革新による駆動への転換、という過去 30 年にはない 3 つの特徴を有している。経済成長について言えば、中国経済は 30 年以上の高速成長の後の「常態成長」の段階に入っており、8 パーセント以下、7 パーセント以上の成長率で推移している。経済刺激策によって 8 パーセント以上の高速成長率に戻そうとするのは高速依存症というもので、中国経済の大きな変化を認識していないものである。

第二に、新常態の経済は新しいチャンスを迎えている。新常態は成長速度を一段階落として新しい発展段階に入ることの意味しているが、これは中国の発展の黄金時代が終わったということではない。成長の駆動力の転換が終われば、経済成長の質と実質メ리트は過去 30 余年の高速成長期よりも高いものとなる。

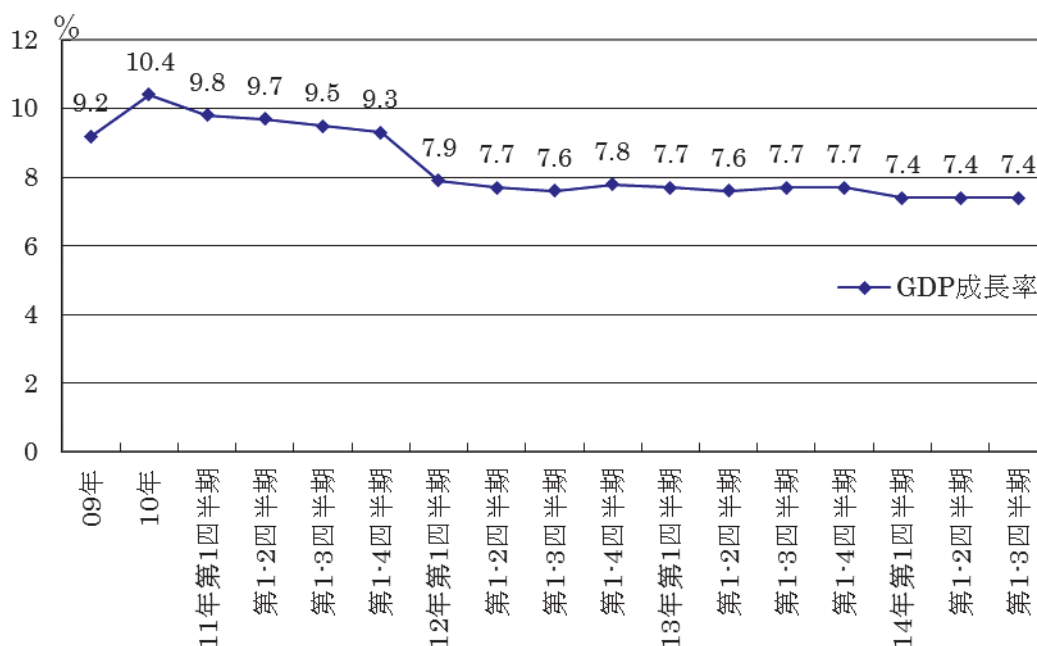
第三に、改革の深化が新常態の中国経済が直面する新たな問題と矛盾を解決する鍵である。中国経済の最大のリスクは成長率の低下ではなく、成長率の低下に適応しようとせず、これを受け入れないことである。このリスクには少なくとも、①経済刺激依存症、②改革をしないことによって民間企業家が投資に躊躇すること、③過去の刺激政策が招いた生産能力過剰と企業債務、④建物土地資産の調整がもたらしたリスクがある。中国経済の転換に重要な意義を有するものは技術革新である。技術革新が中国発展の新しい牽引力というのであれば、改革は不可避の点火器である。中国経済の崩壊はないものの、一連のリスクの爆発はあり得る。このリスクは、主に、改革を延期して不適當な刺激策をとってきたこ

とによるのであり、改革によって正しい道に戻す必要がある。

以上が経済の新常態の意味する基本的な内容であるが、以下では中国経済の具体的な指標に照らしつつ、経済の新常態の狙いとするところと中国経済の現実を見ていくこととしたい。

第1図は中国の最近の GDP 成長率の推移を見たものである。中国経済は2011年までは9パーセント以上の高速の成長率を誇っていたが、2012年からは8パーセントを切るようになった。このため、毎年3月の全人代で決定される目標 GDP 成長率は従来の8パーセントから2012年以降は7.5パーセントに下げられたが、2014年はその7.5パーセントをも下回るようになり、中国経済の減速傾向が明確なものとなった。経済の新常態は、このように GDP 成長率が下がっても、7パーセントから8パーセントの範囲にあれば経済構造の変化等を反映した正常なものとし、従来のように成長率を上げるための経済刺激策は講じないものとする。

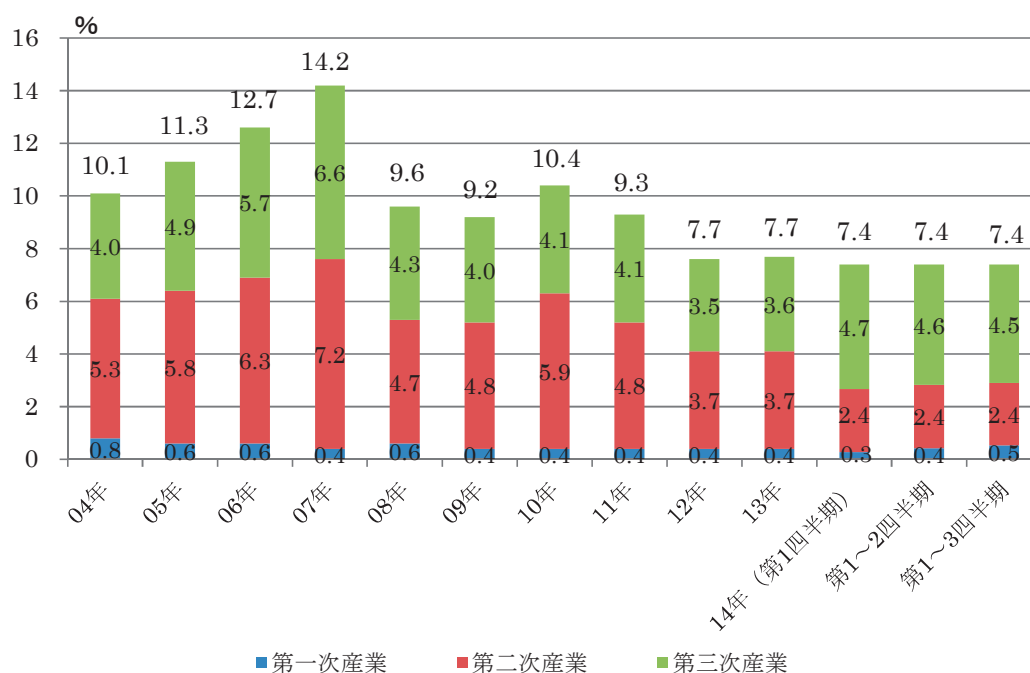
経済の新常態では、こうした高速成長から中高速成長への転換とともに、三次産業の消費需要の拡大等によって経済構造が変化していくとしている。そこで、一次、二次、三次の各産業別に GDP 成長率への寄与度（各産業の増加額の前年の GDP 総額に対する割合）の推移を見たものが第2図である。



第1図 中国の GDP 成長率の推移

資料：人民網財經 (<http://finance.people.com.cn/>)。

注．成長率は当該年の各四半期までの前年同期比。



第2図 中国GDP成長率への寄与度の推移

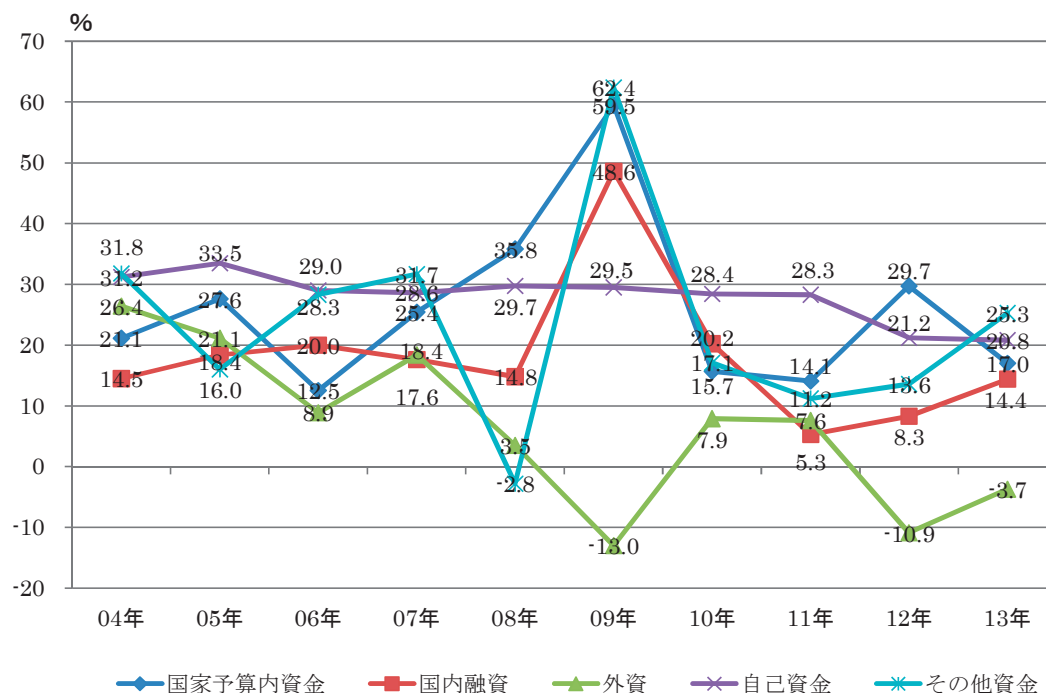
資料：中国統計年鑑、人民網財經 (<http://finance.people.com.cn/>)。

同図から、2011年までの高速成長期においては二次産業の寄与度が最も大きく、二次産業の拡大が中国経済全体の主たる牽引力であったことが読み取れよう。2011年までで三次産業の寄与度も比較的大きくなっているのは、二次産業の生産拡大とともに、増加した商品の輸送、販売等に関する三次産業分野での業務も増加したことが大きな要因となっているものと考えられる。

ところが、こうした傾向に2012年から変化が見られるようになり、2014年になると二次産業の寄与度は大きく鈍化した。2014年からは少なくとも近年では初めて二次産業の寄与度より三次産業の寄与度が上回り、2014年第1~3四半期の二次産業の寄与度は2.4、三次産業の寄与度は4.5となっている。

三次産業の増加は、商品の生産拡大に伴う輸送・販売業務の増加のほかに、中国における生活様式の多様化（教育、娯楽、外食、旅行、通信等への支出の増加）、都市化の進展による各種サービス産業の増大といった事情をより強く反映するようになったためと考えられ、経済の新常態が指摘するとおり、中国の経済・消費構造の高度化が進展しつつあるものとしてよいであろう。

しかしながら、三次産業は一般的に生産性が低いため、今後の経済成長の牽引力とはなりにくく、経済成長のためには主として二次産業における技術革新により、新規需要の創出とともに、1人当たり生産性を高めていくことが求められる。経済の新常態の1つの特徴として、生産要素、投資による駆動から技術革新による駆動への転換が掲げられているのはこのためであろう。



第3図 固定資産投資金の資金源別対前年比の推移

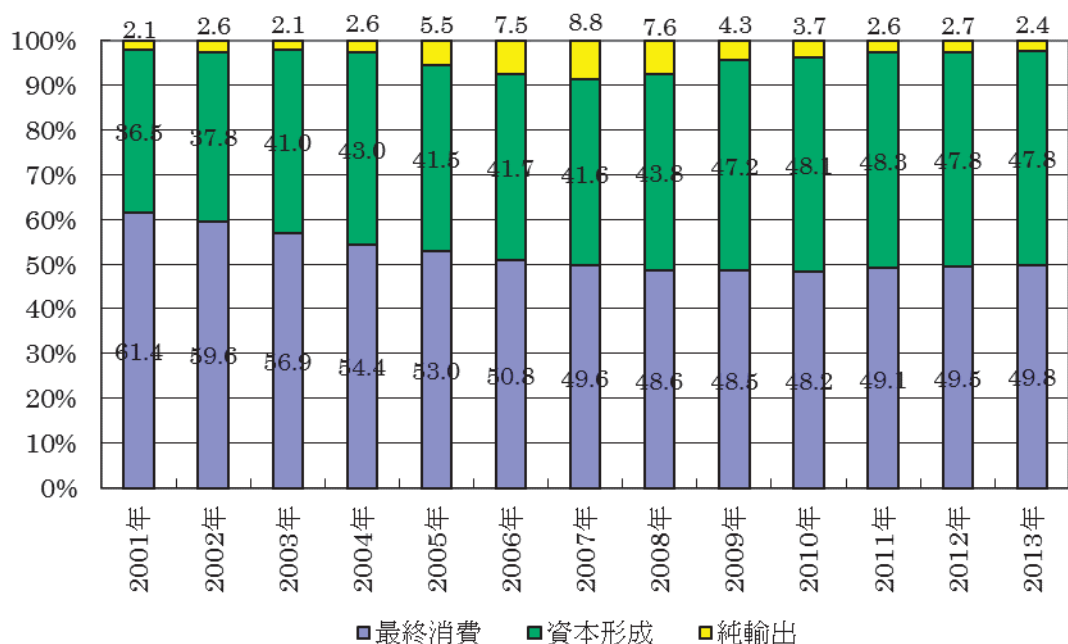
資料：人民網財經 (<http://hgsj.people.com.cn/indexyear.php?cid=103&tid=46>)。

すなわち、技術革新を伴わない単純な施設拡大による増産という方式を主体とした従来の成長方式は既に限界に達していることから、今後は民間企業の技術革新を主体とした成長方式に転換しようとするものである。そして、実はこの成長方式の転換が経済の新常態の全体を貫く核心的な理念となっている。ただし、この成長方式の転換は、経済の新常態として既に実現されているものではなく、今後めざすべきもののなのであり、それが実現するかどうかが今後の中国経済の動向に重要な影響を与えることとなる。

それでは、この成長方式の転換は順調に進むのだろうか。このことをこれまでの中国の投資状況等から見ておくこととしたい。第3図は中国における固定資産投資金について、その資金源別の動向を見たものである。

固定資産投資金の資金源は、国家予算内資金、国内融資（金融機関からの融資）、外資、自己資金およびその他資金（投資信託会社等の非金融機関からの融資等）の5種類に分類されるが、投資金に占めるこれら資金源の占める比率は2013年において国家予算内資金5パーセント、国内融資12パーセント、外資1パーセント、自己資金67パーセント、その他資金15パーセントである。

このうち、国家予算内資金、国内融資およびその他資金は、公共投資が大幅に増加された2009年に大きく上昇していることからわかるとおり、これまでは民間企業の技術革新のための資金というよりは、主として景気対策やその他の政策的要請に対応するための資金として用いられてきたものである。また、外資は先進的技術・施設の導入に多く用い



第4図 中国の国内総支出の内訳比率

資料：中国統計年鑑 2014.

られているものと考えられるが、比率が1パーセントと小さく、また最近では投資額が落ちこみ前年比マイナスとなっている。したがって、今後、中国の経済成長方式の転換の鍵を握っているのは、固定資産投資金の約3分の2を占める自己資金による投資のあり方ということとなろう。

ところで、中国の投資はこれまで効率が悪いことが指摘されてきた。そのことを第4図で見ておきたい。

同図は中国の国内総支出の内訳比率の推移を見たものであるが、中国の国内総支出では資本形成の占める比率が極めて大きい。日本の資本形成の占める比率は近年において約20パーセントであるが、中国は同図で明らかとなっており、2013年の同比率は2012年と横並びの47.8パーセントとなっている。

2000年代において、中国では資本形成の占める比率が徐々に拡大し、特に2008年から2009年にかけては3ポイント以上の大きな拡大となった。このことは中国では投資効率の悪い、すなわち生産性の低い投資が多く、とりわけ2008年から2009年にかけては4兆元と言われた公共投資の予算消化のために生産性の低い投資が多く行われたことを示唆するものである。

中国の国内総支出に占める資本形成の比率は近年では約48パーセントで推移しており、2009年以来大きな変化は見られない。したがって、国内総支出の内訳から見る限り、経済の新常態が言うような技術革新による経済成長方式への転換が起こっているとは現在のところ言えない。

経済成長方式の転換には固定資産投資金の約3分の2を占める自己資金の投資金の動向が鍵になることは前述したところであるが、自己資金に限らず他の資金も含めて、技術革新による成長方式への転換というようなことが中国で可能なのであろうか。

民間企業の自主的な技術革新のための投資が起こるには、投資に不必要な規制や行政的介入がなく、市場の透明性や安定性が確保されていなければならない。すなわち、市場での公正で自由な競争が確保されており、また将来とも確保されるという確証がなければ自主的な技術革新のための投資は起こらないのである。

しかしながら、中国では地方政府等による投資に関する規制や企業活動への行政的介入が多く行われ、司法的解決を求めても司法は共産党政府の指導下にあつて独立性がなく必ずしも公正な解決が期待されるわけではない。このため中国の経済は基本的に規制や介入による特別の利益を追求するもの（レントシーキング）となっている側面が強く、公正で自由な市場競争が確保されているとは言い難い。したがって、現在のような市場・経済体制が存続する限り、技術革新による成長方式への転換は実現し得ないであろう。

そこで中国政府が打ち出したのが「改革の深化」である。改革を十分に深化させ、徹底させることによって地方政府等の不必要な規制を撤廃させ、行政的介入を抑制しようというものである。経済の新常態にとって、改革の深化が直面する問題を解決する鍵であるとされるのは、そうした観点からのものであると考えられる。

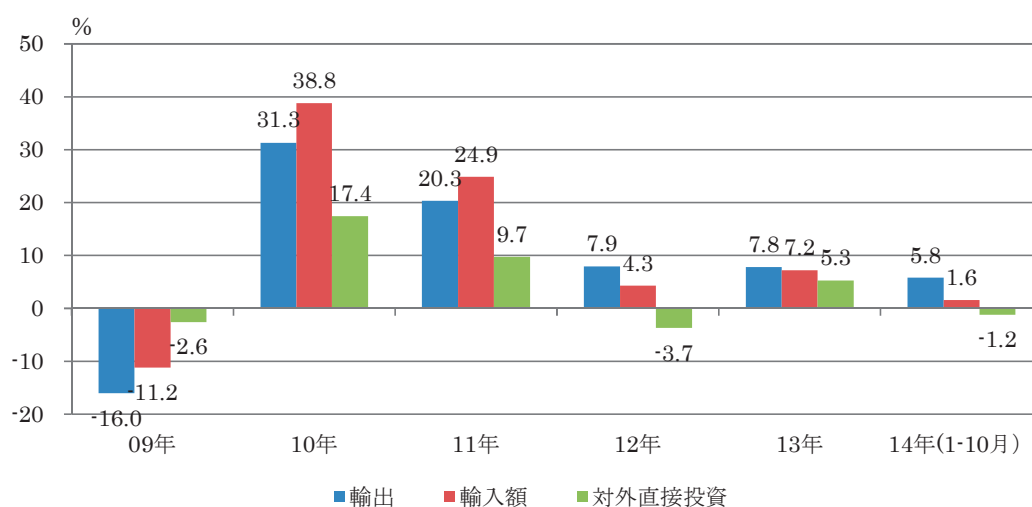
また、四中全会で提起された法による統治〔依法治国〕も成長方式の転換に資するものとして考えることが可能である。すなわち、法による統治を徹底させることは、行政担当者による恣意的な介入を防止し、司法の信頼性を高めることとなる。

しかしながら、「依法治国」の限界性については前述したが、「改革の深化」にしても「依法治国」にしても、共産党が独占的権限を有し、自己の都合によって法律を変えることが可能であり、また裁判所も共産党の指導下にあつて司法の独立性がないというような体制の中では、たとえいくらかの改善は見られるにしても、実質的に、公正で自由な市場競争は存在し得ないことは明白である。

したがって、中国で現在の体制が維持されている限りにおいては、経済の新常態がめざす技術革新による成長方式への転換は十分には起こらないと見るほかない。技術革新を促すような公正で自由な市場競争が今後とも確立されないためである。結果として、中国経済は、経済成長が減速する一方で外資導入等によるもののほかは技術革新も不十分なままとなり、今後ともレントシーキングの要素を色濃く残した非効率な経済が持続することとなる可能性が強い。

そして、このことは取りも直さず、中国がいわゆる「中進国の罠」⁽³⁵⁾に陥り、中進国からは抜けられないことを意味するものである。

最後に、第5図によって、中国の輸出入額および対外直接投資額の動向を見ておきたい。同図のとおり、リーマン・ショックの影響で2009年は輸出入額が落ち込むが、2010年には回復を見せ、2011年までは好調な状況が続いた。しかしながら、経済成長が減速した2012年からは輸出入額も伸びが抑えられるようになり、2014年はさらにその状況が顕著



第 5 図 輸出入額および対外直接投資額の対前年伸び率の推移

資料：中国統計年間，東方財富網（<http://data.eastmoney.com/cjsj/fdi.html>）。

注．2014 年は 1-10 月の対前年同期比。

なものとなっている。2014 年 1-10 月の段階で，輸出は前年同期比 5.8 パーセントの増，輸入は同 1.6 パーセントの増にとどまっている。

対外直接投資は，2010 年および 2011 年には比較的大きく伸びたが，2012 年以降はやはり大きな減速が見られ，2014 年 1-10 月の前年同期比はマイナス 1.2 パーセントとなっている。中国への対外直接投資は，韓国が比較的大きく伸ばしているが，日本は大きく減らしており，アメリカおよび EU もマイナスとなっている。

中国への対外直接投資が減速している理由としては，中国国内賃金の上昇のほか，市場の不透明性，情報セキュリティ・技術漏洩への懸念，外交問題その他のチャイナリスクの顕在化といった事情が挙げられよう。こうした事情は今後とも解決の見込みが少なく，中国への対外直接投資が以前のように大きく伸びるようになることは考えにくい。

中国の政治経済体制の制約によって，中国国内では経済の新常態が望んでいるような技術革新が起これにくいことは前述したとおりであり，勢い中国は外資導入等によって外国技術の導入，移転に多くを頼るほかない。しかしながら，対外直接投資の減速は，こうした外国技術の導入，移転にも限界があることを示唆するものである。

中国政府が正しく認識しているとおり，投資拡大主導型の経済成長は明らかに破綻しつつあり，今後の中国の安定的な成長を維持するためには経済の新常態のいう技術革新による成長方式への転換を図ることが必要である。しかしながら，この成長方式の転換を十分に行うことは，これまで述べてきたとおり現在の中国の政治経済体制の下では困難であり，その観点からは中国経済の将来は決して楽観できないということとなろう。

3. 農業政策の動向

(1) 2014 年 1 号文件と農業政策の新たな動き

胡錦濤政権以来、毎年 1 号文件（各年の最初に中共中央から出される政策的文書）では農業分野に関する基本的政策が取り上げられてきており、習近平政権になってもこのことは踏襲され、2014 年 1 号文件の題名は「農村改革を全面的に深化させ、農業近代化の推進を加速することに関する若干の意見」とされた。

2014 年 1 号文件は、「国家食糧安全保障体系の改善」、「農業支持保護制度の強化」、「農業の持続的発展のための長期効果的機制の建設」、「農村土地制度改革の深化」、「新型農業経営体系の構築」、「農村金融制度創設の加速化」、「都市農村発展一体化の体制機制の健全化」および「鄉村管理機制の改善」の 8 つの節から成るが、これらの内容の多くは従来の政策・方針を改めて整理したものであり、食糧安全保障のために食糧増産を最優先課題とするという基本的方向にも変化はない。

しかしながら、最近の農業農村をめぐる情勢の変化に対応して新たな注目すべき内容ももちろん含まれているので、その主な事項として以下では次の 4 点を取り上げることとしたい。

1) 食糧安全保障の表現の変化

まず 1 点目は、食糧の量的確保に関する表現が変化したことである。2014 年 1 号文件のこれについての表現は「穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全を確保する。」となった。従来は「国家の食糧安全を確保する。」という文言が一般的に用いられ、食糧の範囲に限定は設けられていなかったが、2014 年 1 号文件では食糧が穀物に限定され、さらにコメおよび小麦といった食用食糧については絶対安全という用語が用いられている。

これは、言うまでもなく、すでに大豆については毎年大量の輸入が行われ⁽³⁶⁾、トウモロコシをはじめとする飼料穀物についても最近では輸入が行われるようになっている状況を踏まえ、穀物の一定の自給率を維持し、コメおよび小麦についてはほぼ完全な自給を確保するという目標を示したものである。ただし、このことは、今後は一定量の飼料穀物の輸入を行うことが不可避となっているという中国の現状認識を示したものであるものの、食糧の自給方針を放棄して食糧輸入を拡大していく政策に転換したわけではないことには留意が必要である。

2014 年 1 号文件には「国内での食糧生産をいささかもゆるがせにはならない」とことが明記され、今後とも厳格な耕地保護や永久基本農田の画定を行い、農業の生産能力を高め、食糧増産に取り組んでいく姿勢が強く示されている。食糧の量的確保に関する表現の変化は、中国が自国の食糧需給に対して厳しい認識をするようになったことを示すものではあるが、今後とも食糧増産政策を維持し、さらに強化していくという基本的方針は変更されていないのである。

2) 農産物目標価格制度の導入検討

2 点目は、農産物価格の形成と政府補助とを切り離し、農産物品目別目標価格制度の構築を徐々に進めることが規定されたことである。中国では、現在、コメおよび小麦については最低買付価格制度が実施されているが、これは、一定の価格を政府があらかじめ定め、市場価格が当該価格を下回った場合は政府が当該価格で買い付けることによって市場価格の回復等を図るというものであり、農産物価格と政府補助とは直接結びついている。トウモロコシや綿花で実施されている臨時買付備蓄政策も、供給が過剰となって価格が下落しているような地域において、政府が一定価格で農家から生産物を買上げるものであり、やはり農産物価格と政府補助は結びついている。

これに対して、目標価格制度は 1 号文件の記述によれば、価格形成は市場にまかせ、「市場価格が高過ぎるときは低所得消費者に補助を行い、市場価格が目標価格よりも低いときはその差額を生産者に補助する」というものである。すなわち、目標価格制度では、政府は農産物価格には介入せず、政府の役割は低所得者対策または農家の所得補償に限定されることとなる。

目標価格制度が提起されることとなった背景としては、最低買付価格が毎年引き上げられてきたことによってすでに国際価格よりもかなり高いものとなっていること、最低買付価格制度や現在の農家補助制度は WTO 農業合意の「黄色の政策」に該当することから今後とも補助額を増加させていくことには限界があること等が挙げられている⁽³⁷⁾。2014 年から綿花ではすでに目標価格制度の実施が始められ⁽³⁸⁾、食糧等においても試験実施が行われることとされている。ただし、食糧生産農家 1 戸当たりの補助金額が、すでに相当額に達している現状に鑑みれば、現在の農家補助制度を全廃して目標価格制度に移行することは実質的に農家の収入減となる可能性があり、また、混乱も大きいと考えられることから、目標価格制度への移行が図られるにしても、少なくとも当面は農家補助制度と併用されることとなるのではないかと考えられる。

3) 「経営権」概念の新設

3 点目は、農村土地の請負に関する権利関係で、新たに「経営権」という概念が設けられたことである。中国農村では、農民は、農民集団（村）が所有する農地の経営を村から請け負い、当該請負農地を利用して農業を営んでいる。この農民が村から農地の経営を請け負うことのできる権利は「請負経営権」と呼ばれ、農民の権利を長期に保護するという観点から物権としての扱いを受けており、担保の対象ともなり得る。そして、この請負経営権による農地への権利に基づき、農地の第三者への転貸も広範に行われるようになっていく。

しかしながら、請負経営権は本質的に村と当該村の農民との間の権利であって、身分権としての性格を有している。したがって、転貸の相手方が同じ村内の農民であればともかく、村外の農民であれば、当該土地を所有する村との関係で問題が生じることとなる。す

なわち、請負経営権には、農民が村から農地を請け負うことができる権利（村は請け負わせる義務を負う。）と当該農地を利用して自由に経営を行う権利との 2 つの内容が含まれており、前者の農地を請け負うことができる権利はあくまで農民集団（村）の一員としての権利であって、村外の農民には認められないためである。

2014 年 1 号文件はこうした点を考慮し、請負経営権から後者の権利を経営権として分離して農地流動化に資するというものである⁽³⁹⁾。この経営権は、金融機関からの融資の担保対象にもなり得るとされている。

4) 農村資金互助組織の発展推進

4 点目は、農村金融の改善のため、新型農村金融合作組織として農村資金互助組織の発展を推進することが明記されたことである。

中国では、かつて、農村信用合作社が郷鎮を単位に設立されていたが、農家貸付には消極的で、手続きも煩雑であったこと等から農村の信用機関として十分な機能を果たすことができず、2000 年代前半には、経営合理化のために郷鎮単位の農村信用合作社の多くが県単位の農村信用合作社連社に吸収統合され、農村金融機関が実質的に存在しない農村が増加した。農村で農家への融資機関が存在しなければ、農業施策を的確に推進することは困難であり、農業振興にとっての桎梏となる。

こうした事態に対応して、2006 年 12 月 22 日、中国銀行業監督管理委員会は「農村地区銀行業金融機関参入政策を調整緩和し、社会主義新農村建設を推進することに関する若干の意見」を公布して農村に新しい金融機関の導入を図ろうとした。同意見では、銀行資本だけでなく、産業資本や民間資本を含めてあらゆる形態の資本に農村で投資して新型農村金融機関として村鎮銀行を開設できることとした。また、新型農村金融機関の 1 つとして新たに信用合作組織の設立を図ることとし、2007 年 1 月 22 日に中国銀行業監督管理委員会は「農村資金互助社管理暫定規定」を定めている。

2014 年 1 号文件であらためて農村資金互助組織の概念の明確化が図られ、その推進が明記されることとなったのは、上述の村鎮銀行の展開が思わしくなく、農村金融についてはやはり農家の合作組織に依存するほかはないという事情を示唆するものであろう。ただし、村鎮銀行の設立推進が放棄されているわけではない。

今後推進すべき農村資金互助組織の要件として、2014 年 1 号文件は①社員制、閉鎖性、地区性（社員制をとるが、社員は特定の地区の一定の要件を満たす者に限られること）、②部外者の貯金の受け入れや貸付は行わないこと、③出資金に対して固定的な配当を行わないこと、④互助組織であること、という 4 点を示している。すなわち、ここで想定されている農村資金互助組織とは、原則として村を単位とした厳格な地区制の信用協同組合のことである。

ところで、これらの要件は基本的に上記の農村資金互助社管理暫定規定の内容を踏襲したものであり、同暫定規定は、すでに 7 年以上運用されてきている。したがって、今後は同暫定規定での経験を踏まえつつ、農村資金互助社の設立、普及が図られるということで

あろう。しかしながら、農村資金互助社については、すでに、農民が農村資金互助社の意義を理解せず、また信用しようとしめないこと、農村資金互助社により高利貸しの行為や違法行為がしばしば行われていること、違法な資金集めに農村資金互助社が利用されていることといった問題が指摘されている⁽⁴⁰⁾。

また、それ以前に、農家金融における担保の問題、農家の信用調査の問題等、解決すべき課題も多い。農村資金互助組織が今後順調に発展すると見込むことは困難というほかはないであろう。

(2) 予算

2014 年全人代場で財政部から示された「2013 年中央・地方予算執行状況および 2014 年中央・地方予算案に関する報告」（以下「2014 年全人代予算報告」という。）によれば、2014 年予算案（中央財政）は第 1 表のとおりである。

2014 年の中央財政支出額は 7 兆 4,880 億元であり、前年比 9.3 パーセントの増である。この伸び率は、2014 年の中央財政収入が 6 兆 4,380 億元と前年比 7 パーセントの増にとどまることが見込まれていることを考慮すれば比較的大きなものであり、中国政府が引き続き積極財政政策をとっていることを示すものとなっている。このため、財政赤字額は 2014 年において 9500 億元となり前年より 1000 億元拡大している⁽⁴¹⁾。

中国の中央財政支出額は中央政府から直接支出される「中央クラス支出」と地方政府に一度移転した後に地方政府から支出される「中央対地方税収返還・移転支出」に大きく分けられ、両者の比率は概ね 3:7 となっている。なお、中国の予算で支出額として示される金額は、原則としてこの「中央クラス支出」によって中央政府から支出されるものと、「中央対地方税収返還・移転支出」によって地方政府から支出されるものの両者を含めたものである。

第 1 表 2013 年予算（中央財政）

項 目	2013年予算額 (億元)	2014年予算額 (億元)	備 考
1.中央財政支出額	69,560.00	74,880.00	9.3%増
①中央クラス支出	20,203.00	22,506.00	
②中央対地方税収返還・移転支出	48,857.00	51,874.00	
③予備費	500.00	500.00	
2. 三農支出	13,799.00	(未公表)	
3. 事項別支出			
農林水事務支出	6,195.88	6,487.47	8.6%増

資料：各年の全人代における「中央・地方予算執行状況および中央・地方予算案に関する報告」から作成。

さて、2014 年の農業関係予算については、農林水事務支出が前年比 8.6 パーセント増の 6,487.47 億円であることが示された以外は、三農（農業、農村、農民）支出額を含め他の農業関係予算については具体的な金額が示されなかった。

農林水事務支出は農林水産行政として行われる各種事業、事務費に関する支出額であるが、三農支出は農村における社会保障、教育等に関する支出も含めたものであり、昨年は三農支出として「農業生産支援支出」、「食糧直接補助、農業資材補助、優良品種補助、農機補助支出」、「農村教育、衛生等社会事業発展支出」および「農産物備蓄費用・利息等支出」の 4 分野の内訳が示されていた。

2014 年予算において三農支出額が示されなかった理由は明確にされているわけではないが、やはり赤字財政が拡大して予算が逼迫する中で、農業関係予算も十分な伸びを確保することが困難となってきたことが 1 つの要因となっているのではないかと考えられる。

なお、2014 年全人代予算報告では、財政政策の中で「国家食糧安全戦略を確実に貫徹実行し、農業総合生産能力の向上支援を継続し、穀物の基本的自給と食用食糧の絶対安全を確保する。この基礎の上に、農業の持続的発展のための長期的機制を構築する。」として若干の農業関係施策について触れているが、これらは基本的に 2014 年 1 号文件の考えをそのまま反映させたものである。

以上のとおり、2014 年全人代予算報告における農業関係予算に関する記述はごく簡単なものであり、予算額については農林水事務支出を除き明記されなかったが、その後、三農支出に関する報道等がいくつかなされている⁽⁴²⁾。

それらの記事によれば、

- ①2014 年の三農への資金投入額は、財政状況が厳しい中で、前年より減少していない。
- ②2014 年は 700 億元以上を投入して水利を重点とした農業基礎施設建設を行い、水の調達、基本水源、河川湖沼の治水、高効率節水灌漑等の重点プロジェクトを推進する。
- ③農村の民生プロジェクトへの投入を拡大することとし、農村の水、電気、交通、ガス、通信等の基礎施設を改善するため、農村の飲用水安全、農村道路、電線網改造、農村メタンガス、危険家屋改造等の分野の建設を加速する。2014 年は農村危険家屋 260 万戸の改造を行う。

この一方で、

- ④強農（強い農業）、恵農（利益を得る農業）、富農（豊かな農業）政策を進め、農産物生産の安定的発展を保持し、国家の食糧安全と主要農産物の供給を保障し、トウモロコシ等の臨時買付備蓄政策を実施し、農産物目標価格制度の設立を図り、新型農業経営主体への支援を強化し、持続的発展が可能な農業の長期的機制の構築を加速する。
- ⑤農村改革を推進し、農村の基本的経営制度を改善・堅持し、農村土地制度の改革実験を慎重に進め、多様な形式での規模経営を発展させ、都市農村の一体的な発展機制の構築等を行う。

2013 年の実績として、

- ⑥2013 年中央予算の投資額における農業農村の比率は 50.6 パーセントに達し、投資額

は 2,200 億元を超えた。

⑦2013 年に 1.5 万基の小型ダムの危険除去補強工事が完成し、農村の 6,300 万人以上の飲用水の安全問題が新たに解決した。

⑧2013 年に建設・修繕した農村道路は 21 万キロメートルに及び、農村危険家屋 266 万戸を改造した。

このように、中国の農業関係予算は一定の充実が図られてきているが、以上は中央財政による支出の状況であり、地方財政においては地方政府が十分な農業関係予算を確保しようとしないうえ、農業関係予算は全体として必要額にはるかに不足しているという指摘がある⁽⁴³⁾。たとえば、地方政府は土地譲渡収入の 10 パーセントを三農に用いなければならないが、実際は 5 パーセントに満たないという。

また、農業資金の管理が不適切で、資金流出の問題が依然としてなくなるということが指摘されている。すなわち、農業資金は国家発展改革委員会、農業部、水利部等 10 数部門が管理しているが、互いの連絡が悪いため重複投入等が起こっており、また、省、市、県、郷、村へと資金が降りていく過程で資金が抜かれる「蒸発流出」の現象は深刻な状況のままである⁽⁴⁴⁾。

こうした中国の予算執行の非効率性は必ずしも農業関係支出に限られないが、こうした状況は農業関係支出の増加にもかかわらずその効果を現実的に減殺させるものとなっていることは否定できない。

4. 農林漁業生産

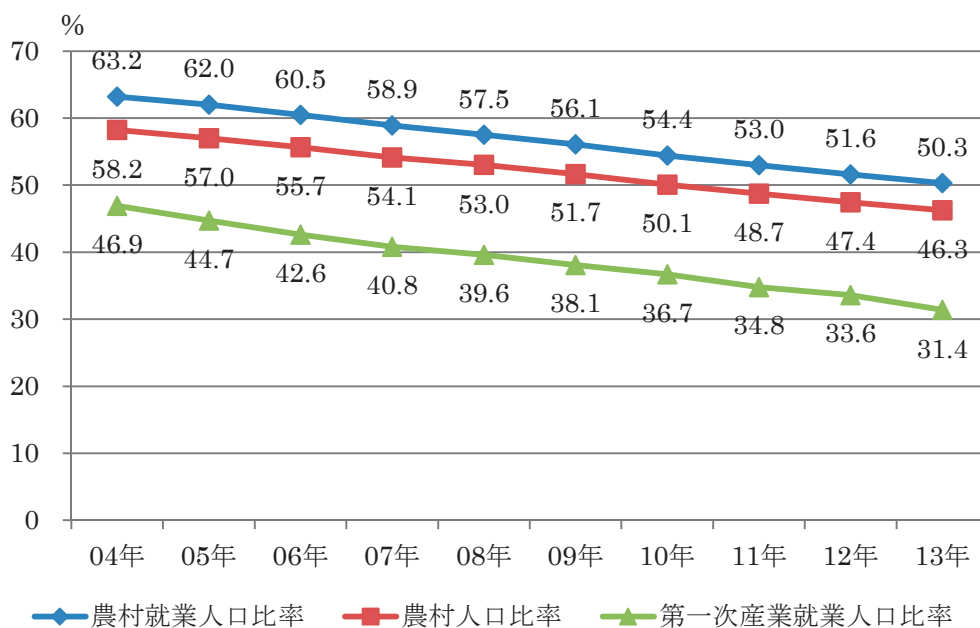
(1) 農林漁業生産の地位

中国の農村人口、農村就業人口および第一次産業就業人口の全国に占める比率の推移は第6図に示すとおりである。

中国の農村人口比率は、この10年、毎年1パーセントを超える率で減少を続けており、その結果、2004年には58.2パーセントあった農村人口比率が2013年には46.3パーセントとなった。しかしながら、農村人口は依然として全人口の約半数を占めており、多数の人口が農村に滞留しているという状況は大きく変わらない。

農村就業人口は農林漁業者、郷鎮企業従事者、私営企業従事者、個人営業者等から成る。

農村就業人口比率が農村人口比率よりも高いのは、農村では就業年齢にある者は、特に他産業に従事していない限り、原則として農業者として就業人口に含まれているためであると考えられる。すなわち、都市では定年退職等によって離職した者は就業人口でなくなるが、農業者には定年退職等がなく、高齢者でも就業人口として算入される。



第6図 農村人口、農村就業人口等の比率

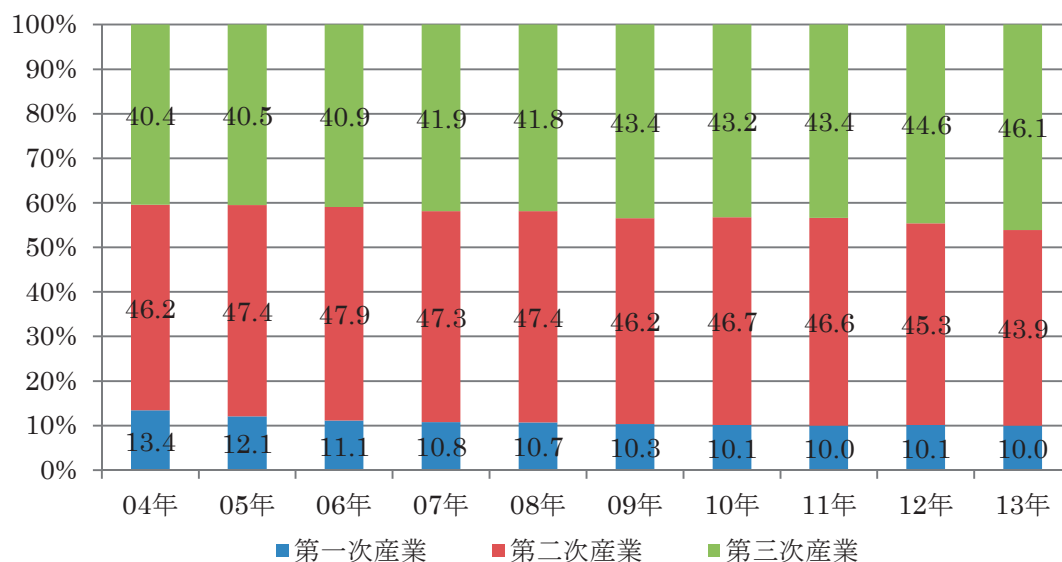
資料：中国統計年鑑，中国農業発展報告

農村就業人口比率と農村人口比率とはほぼ同じような動きを示しているようであるが、精確に見るとその差は徐々に狭まっている。農村就業人口比率と農村人口比率との差は2004年には5パーセントであったが、2013年には4パーセントに縮まった。これは、農村就業人口比率と農村人口比率の差を生み出す要因となっていた農業者の数の減少によるものであると考えられよう。

農業者の就業人口比率の減少動向は同図では第一次産業就業人口比率の推移に反映している。中国の統計で鉱業は第二次産業に含まれることから、第一次産業就業人口はすなわち農林漁業就業人口のことである。同図で明らかなおとおり、2004年の第一次産業就業人口比率は46.9パーセントであったが、これが2013年には31.4パーセントにまで減少した。第一次産業就業人口比率の減少速度は農村人口比率のそれに比べて大きく、農村で農業者が比較的速い速度で減少していることを窺わせるものとなっている。ただし、第一次産業就業人口比率は依然として30パーセント以上を維持しており、就業人口の観点からは農業はやはり中国最大の産業である。

なお、農村就業人口比率と第一次産業就業人口比率の差は、農村での他産業従事者（郷鎮企業従事者、私営企業従事者、個人営業者等）によるものである。農村人口の減少にかかわらず、農村での他産業従事者数は徐々に増加しており、農村就業人口比率と第一次産業就業人口比率の差は徐々に拡大している。

一方、中国の農林漁業の全国に占める地位をGDPの観点から見ればどうであろうか。第7図は、中国のGDPに占める産業別の比率の推移を示したものであるが、第一次産業（農林漁業）GDPは全国GDPの10パーセントを占めている。



第7図 GDPに占める産業別比率の推移

資料：中国統計年鑑.

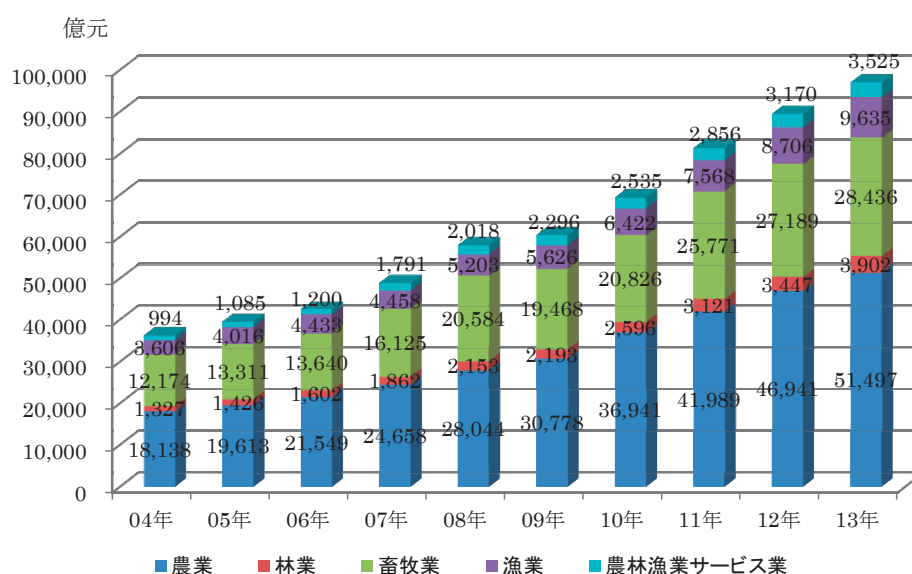
第一次産業GDPの比率は2004年の13.4パーセントから2005年の12.1パーセントへ
とこの時期に比較的大きく減少しているが、これは2004年においては、補助金等交付に
よる生産補助政策が本格的に実施され、食糧生産量が増加するとともに食糧価格も上昇し
て、同年の農林漁業生産高が大きく増加し、第一次産業GDP比率が上昇していたことによ
るものである。

その後、生産補助政策の効果もあって、農林漁業生産高は順調に増加してきたが、2010
年まで（リーマン・ショックの影響を受けた2008、2009年を除く。）は中国の全国GDP
が10パーセントを超える高度の成長を続けていたため、第一次産業GDP比率は徐々に減
少し、2010年には10.1パーセントとなった。しかしながら、それ以降は横ばいとなり、
2013年の第一次産業GDP比率は10.0パーセントとなっている。

なお、第二次産業および第三次産業のGDP比率は、2004年においてはそれぞれ46.2
パーセントおよび40.4パーセントであったが、2013年にはそれぞれ43.9パーセントおよ
び46.1パーセントとなり、2013年になって初めて第三次産業のGDP比率が第二次産業
を上回った。

（２） 農林漁業生産高

中国の農林漁業生産高は、第8図に示すとおり、近年においても毎年大きく増加を続け
ている。2013年の農林漁業生産高は前年比8.4パーセント増の9兆6,995億元となった。
農林漁業生産高は名目値であるため物価上昇の影響も受けるが、生産高が安定的に増加し
ているのはやはり生産量の増加が基本となっている。



第8図 農林牧漁業生産高（名目）の推移

資料：中国統計年鑑各年。

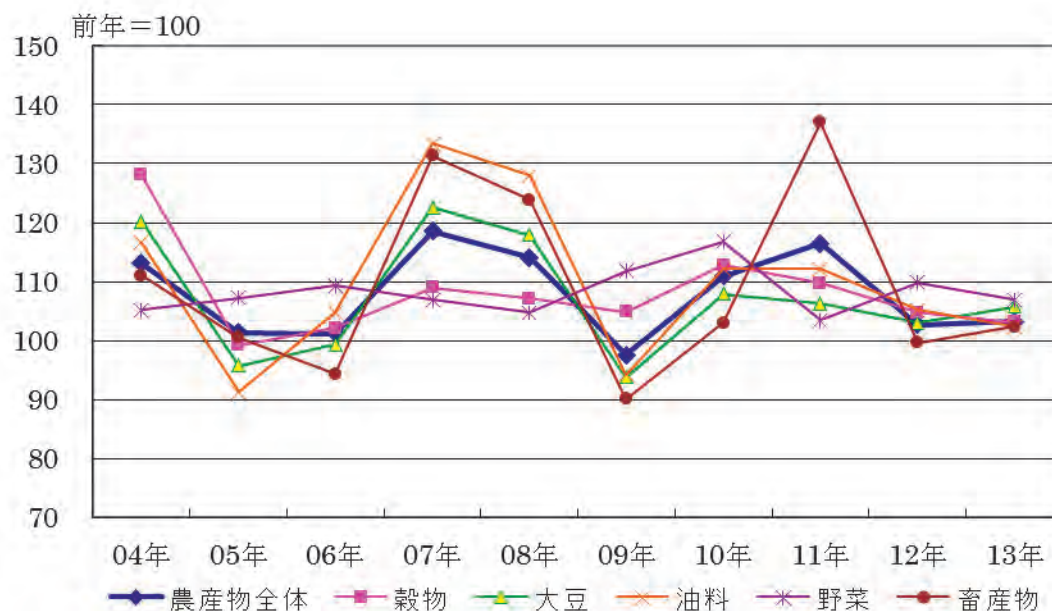
中国の農林漁業生産高は農業、林業、畜牧業、漁業および農林漁業サービス業に分類されるが、いずれの業種においても 2013 年の生産高は 2004 年の約 3 倍に増加しており、それぞれの業種の占める比率はこの間ほとんど変化していない。農業は 49～53 パーセント、林業は 3～4 パーセント、畜牧業は 29～33 パーセント、漁業は 9～10 パーセント、そして農林漁業サービス業は 2～4 パーセントで推移している。

畜牧業や漁業は旺盛な消費需要に対応して生産量を拡大してきたが、農業もまた食糧生産の増加とともに果樹、野菜等の生産を毎年大きく拡大させてきた。業種の占める比率がほとんど変化していないのは、このように、各業種で万遍なく生産量の拡大が進んでいるためである。

(3) 農産物価格

農産物生産価格指数の推移は第 9 図に示すとおりであるが、同図のとおり、2013 年の農産物価格の動きは全体として比較的落ち着いたものとなった。同年の農産物全体の価格指数は 103.2 であり、消費者物価指数の 102.6 よりもやや高くなっている。

品目別に価格指数を順次見ていくと、まず穀物については、2010 年および 2011 年に消費者物価が全体的にインフレ傾向を示す中で穀物の価格指数も 110 前後に上昇していたが、2012 年以降はインフレ懸念が遠のくとともに穀物価格も落ち着きを取り戻し、2012 年の価格指数は 104.8、2013 年にはそれよりもさらに低下して 103.1 となった。



第 9 図 農産物の生産価格指数の推移

資料. 中国統計年鑑, 中国農業発展報告.

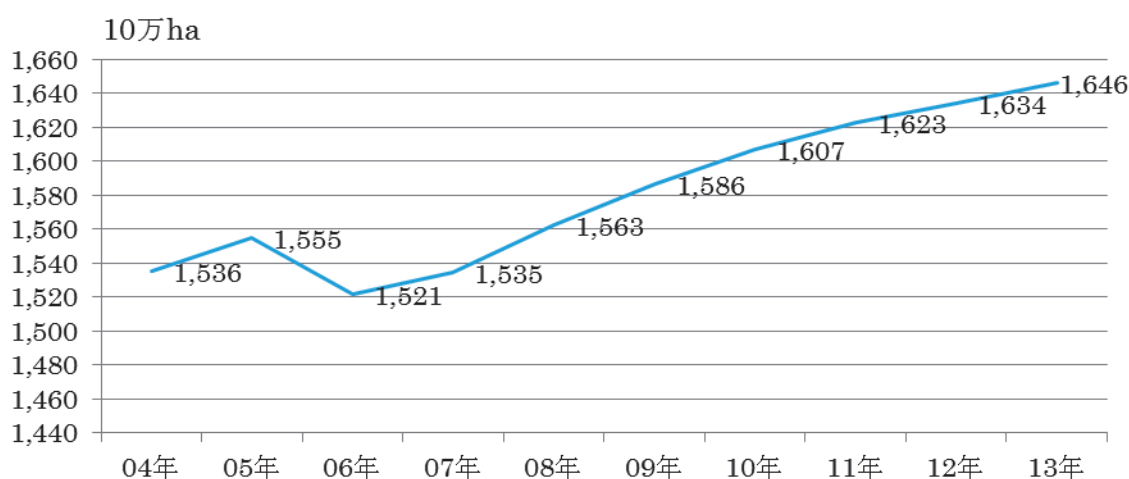
中国で大豆および油料（落花生、菜種、ゴマ）の価格変動はほぼ同じような動きを示し、しかも価格変動が大きい。これは、これらの作物の輸入量が大きいため、国内価格が国際価格の影響を大きく受けて変動するためである。大豆等の国際価格が高騰した 2007 年および 2008 年には中国の大豆および油料の価格も高騰したが、2009 年の国際価格の下落とともに国内価格も下落し、その後も国際価格に追随した動きを示している。2013 年の価格指数は大豆が 105.7、油料が 102.4 となった。

野菜は内外での比較的堅調な消費需要を反映して、価格も一貫して堅調に推移しており、他の品目とは異なった特徴的な動きとなっている。野菜の価格指数は、この 10 年で 100 を切ったことがなく、2013 年の価格指数も 106.9 と比較的高いものとなっている。

畜産物の価格指数には豚肉価格の動向が大きな影響を与えているが、豚肉価格は国内需給、生産費等の動向に左右され、変動が比較的大きい。2007 年、2008 年には豚の疾病による豚肉生産量の落ち込みと飼料価格の高騰によって豚肉価格が高騰し、2011 年にも豚肉生産量が伸びず需給の逼迫から豚肉価格が上昇した。ところが、2012 年からは豚肉生産量が増加して需給が緩和し、価格が低迷するようになり、そうした状況が 2013 年になっても継続した。その結果、豚肉の価格指数は前年に引き続き 100 を割り込み 99.3 となったが、牛肉、羊肉等の豚肉以外の畜産物価格が堅調であったため、2013 年の畜産物価格指数は 102.4 となった。

（４） 農作物播種面積

中国の農作物総播種面積の推移は第 10 図に示すとおりである。



第 10 図 農作物総播種面積の推移

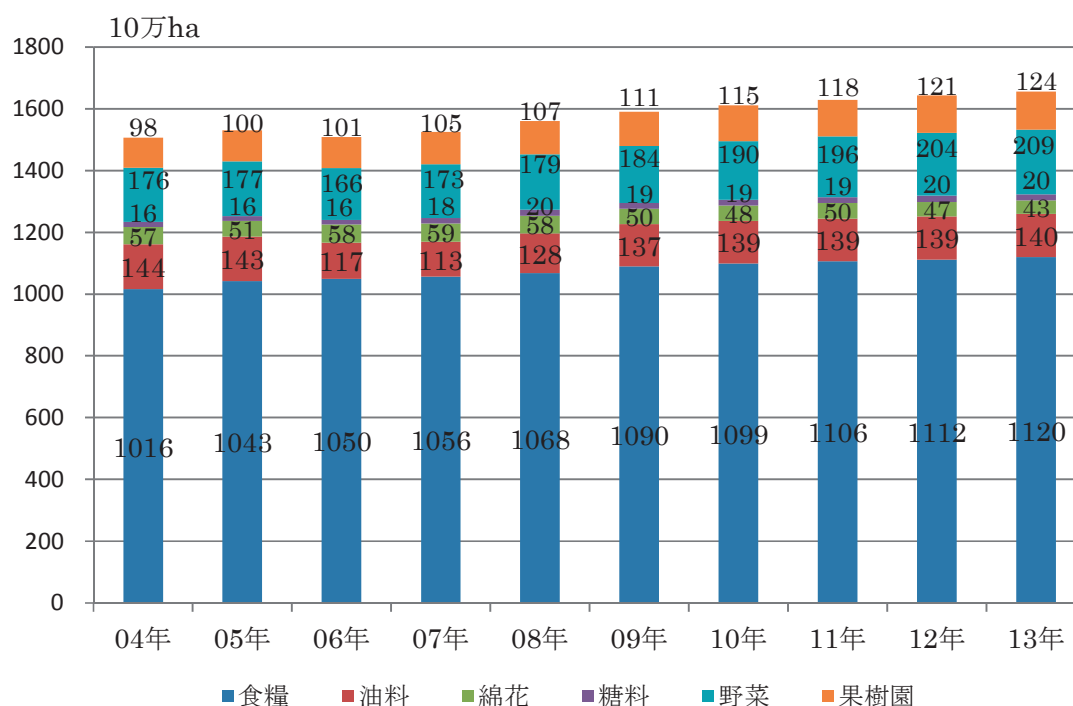
資料：中国統計年鑑。

同図のとおり、農作物総播種面積は 2005 年から 2006 年にかけて減少したが、2007 年以降は毎年増加を続けており、2013 年の総播種面積は 1 億 6,460 万ヘクタールとなった。中国の耕地面積は 1 億 2,172 万ヘクタールとされていることから、耕地利用率は 135 パーセントとなる。ただし、この耕地面積は 2008 年に公表された数値であり、それ以降は更新がなされていないことから、実際の耕地面積は都市化にともなう耕地改廃、砂漠化等によってこれより少ないものと見られる。そうすると耕地利用率は上述のものよりもさらに高いということとなろう。なお、中国は食糧安全保障の観点から耕地面積については 1 億 2 千万ヘクタールをレッドラインとして、それより下回らないことを重要な政策目標としている。

第 11 図は作目別の播種面積の推移を示したものである⁽⁴⁵⁾。

農作物のうち最も播種面積の大きいのが食糧であり、2013 年において総播種面積の 68 パーセントを占める。食糧の播種面積は補助金交付等による生産振興策の効果もあって毎年増加を続けており、2004 年に 1 億 160 万ヘクタールであった播種面積が 2013 年には 1 億 1,200 万ヘクタールとなった。

食糧に次いで播種面積が大きいのが野菜であり、2013 年において総播種面積の 12.7 パーセントを占める。野菜の播種面積は堅調な消費需要を背景に近年も着実に増加している。



第 11 図 作目別播種面積の推移

資料：中国統計年鑑.

野菜に次ぐ播種面積を有するのが油料であるが、大豆、食用油等の輸入急増によって 2006、2007 年ごろは播種面積の減少が進んだ。それ以降は政府の振興策もあって播種面積は回復したが、2010 年以降はほぼ横ばいとなっている。

果樹園は消費需要の拡大を背景として播種面積は毎年拡大している。2004 年に 980 万ヘクタールであった播種面積が 2013 年には 1,240 万ヘクタールとなり、この間の増加率は 26.5 パーセントで作目別では最も大きくなっている。

綿花の生産動向は世界経済の動静や価格状況に比較的大きな影響を受ける。リーマン・ショックの影響で 2009 年の播種面積が大きく減少した後、2010 年の綿花価格上昇で 2011 年の播種面積はやや回復したが、その後は過剰生産、価格低迷の状況が続き、2013 年の播種面積は 430 万ヘクタールにまで落ち込んだ。

糖料は砂糖への消費需要拡大を背景に 2008 年ごろまでは播種面積が拡大していたが、その後は横ばいとなり、2013 年の播種面積も前年とほぼ同じの 200 万ヘクタールにとどまっている。

(5) 品目別生産量の動向

1) 食糧

中国の食糧生産の動向を検討する上で、中国の「食糧」の定義と食糧政策の推移をあらかじめ把握しておくことが不可欠なので、これらについてあらためて説明しておくこととしたい。

〔中国の「食糧」の定義（統計上の範囲）⁽⁴⁶⁾〕

コメ、小麦、トウモロコシ、コウリヤン、アワ、その他の雑穀のほか、イモ類、豆類を含む。生産量はいずれも脱粒後のもので、コメの生産量はモミ米〔稻谷〕の重量とする。イモ類は生鮮重量を 5 分の 1 にして食糧換算する。

〔食糧政策の推移〕

・保護価格政策期（1990 年代半ば～1999 年）

食糧供給確保のため、市場価格が下落しても政府が農家から余剰食糧を全て保護価格で買い付けるという政策がとられていた時期。当時の食糧流通はおよそ 3 分の 2 が政府買付に係るもので、残りは市場流通。食糧増産のために政府買付価格は高く設定されており、供給過剰となっていた⁽⁴⁷⁾。

・自由化政策期（2000～2003 年）

WTO 加盟への対応、食糧の過剰在庫の処理を直接の目的とする。主要内容は次の 2 つである。

①保護価格買付対象の段階的縮小・廃止および食糧買付規制の段階的緩和・廃止による食糧の価格・流通の自由化。

②主産地育成による国際競争力強化。自由化政策にともない食糧価格が下落したため、食糧生産農家の生産意欲が低下し、2003年には食糧生産が大きく落ち込んだ。

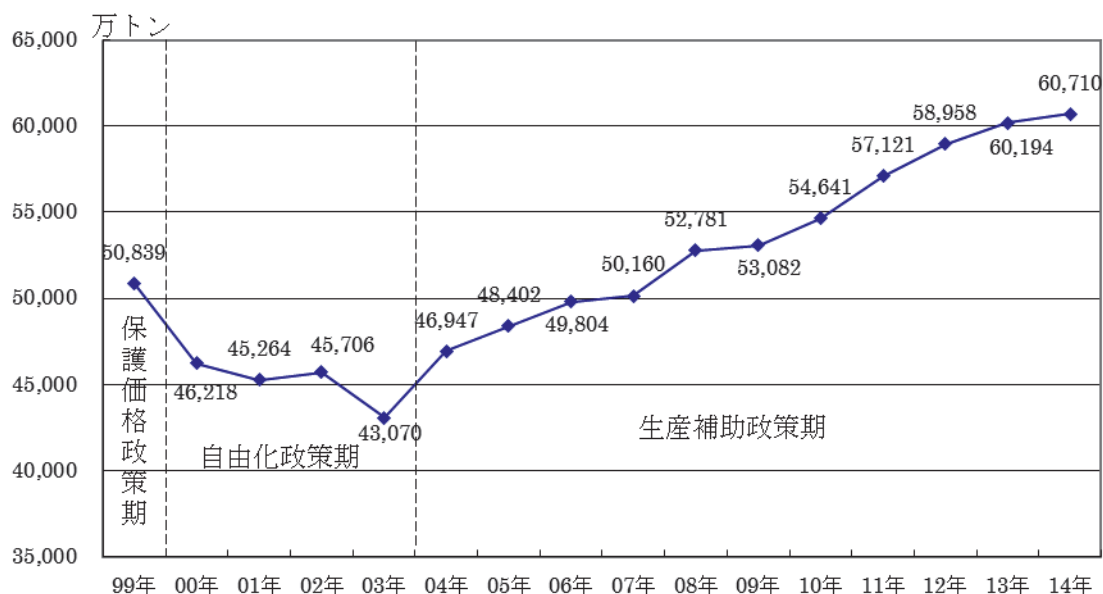
・生産補助政策期（2004年～現在）

生産補助政策は、農家直接補助等を積極的に活用して、自由化政策期に落ち込んだ食糧生産の回復、増産を図ることを主たる内容とする。2004年1号文件（中共中央「農民収入の増加を促進することに関する若干の政策的意見」）に基づく新たな食糧政策として実施されることとなった。ただし、市場での価格形成と主産地育成を政策の基礎としている点では、自由化政策期の政策の延長としての性格を有している。

さて、近年の食糧生産量の推移は第12図に示すとおりである。

同図のとおり、中国の食糧生産量は2004年に生産補助政策期に入ってから毎年増産を続けており、2014年もわずかながら増産となったことから、中国の食糧生産は11年連続の増産となった。2014年の食糧生産量は6億710万トンであり、前年比0.9パーセントの増である。

中国で食糧増産は農業政策の最重要課題とされているため、これまで農業部のほか発展改革委員会、財政部等の関係行政部局が参画することによって補助金交付を主体とする食糧増産への取組が進められてきた。2014年においても引き続き、農家直接補助、農業資材総合補助、優良品種補助、農業機械購入補助のほか、農業機械廃止更新補助、主産地傾斜政策、食糧生産大県奨励政策等が強化、実施された。



第12図 中国食糧生産量の推移と食糧政策時期区分

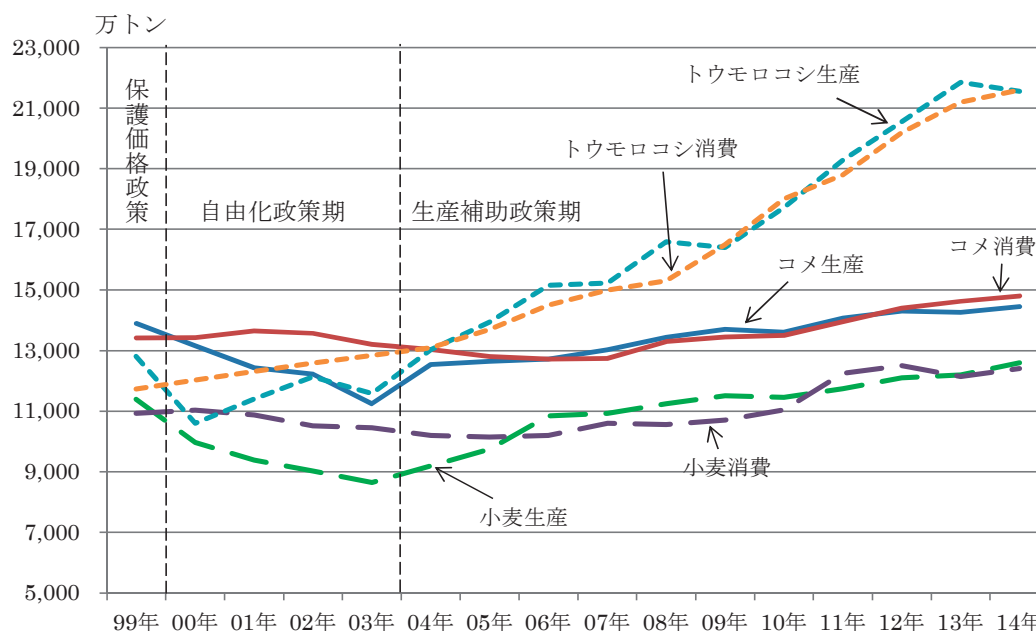
資料：中国統計年鑑，中国国家統計局。

また、農業部は2014年1月24日付けで「食糧生産をしっかりと行い国家の食糧安全を保障することに関する通知」を発出し、食糧播種面積は前年の水準を安定的に維持すること、食糧生産量は5億5千万トン以上とすることといった目標を含め、食糧生産政策に関する基本的内容をあらためて示している。

さて、第13図は中国の主要食糧であるコメ、小麦およびトウモロコシの生産・消費量の推移を示したものである。中国ではコメ、小麦およびトウモロコシの三大穀物で食糧生産量の約9割を占める。なお、同図では、中国は穀物の消費量を公表していないことから、USDA（アメリカ農務省）の公表数値を用いている。2014年は推計値である。

まず同図で自由化政策期と生産補助政策期の生産、消費の動向を比較すると、自由化政策期においてはいずれの作物においても生産量と消費量が乖離し、生産量が消費量を下回っていたことが確認できよう。自由化政策期においては、農家の生産意欲の低下により食糧生産が低迷し、生産量は消費量に大きく不足していたのである。これにもかかわらず中国で食糧供給が維持できたのは保護価格政策期において積み上げられた膨大な食糧在庫によるものである。

生産補助政策期になると、こうした消費量と生産量との大きな乖離はなくなり、両者がほぼ均衡しつつ推移するようになる。ただし、2010年頃まではいずれの作物においても生産量が消費量をやや上回る状況にあったが、2011年以降になると両者は全く均衡するか消費量が生産量をわずかに上回る状況になっていることには留意が必要である。



第13図 コメ、小麦およびトウモロコシの生産・消費量の推移

資料：Foreign Agricultural Service, *Official USDA Estimates*.

注. コメは精米ベース.

生産補助政策期で特に目を引くのはトウモロコシの生産、消費の動向であろう。トウモロコシの生産、消費の動向は、コメまたは小麦とは異なり、生産補助政策期になってから一貫して急速に増加している。2004年にトウモロコシの生産量および消費量はそれぞれ1億3,029万トンおよび1億3,100万トンであったが、これが2014年にはそれぞれ2億1,550万トンおよび2億1,600万トンとなり、いずれも10年間でおよそ8,500万トン増加した。これは言うまでもなく、畜産物の生産増加にともなう飼料穀物の消費拡大によるものである。飼料穀物の消費は今後とも大きく拡大することが予想されており、こうした増大する飼料穀物消費をいかにして国内生産でまかなうかということが現在の中国食糧政策の最大の課題となっているのである。

一方で、コメおよび小麦の生産、消費の動向はほぼ横ばいであるが、近年は生産、消費ともやや増加傾向にある。これは、これら作目の食用消費が増加しているわけではなく、主として工業用または飼料用消費が増加しているためである。ちなみに中国のコメおよび小麦の国内消費量のうち、工業用消費および飼料用消費が占める比率は、2014年においてコメがそれぞれ約7パーセントおよび約9パーセント、小麦がそれぞれ約10パーセントおよび約12パーセントである⁽⁴⁸⁾。

コメは、近年、国内消費量の増加もあって、消費量が生産量をやや上回る状況が続いている。また、コメの国内価格が国際価格に比較して高くなっていることから、ベトナム米を中心にコメ輸入の増加が見られるようになっている。

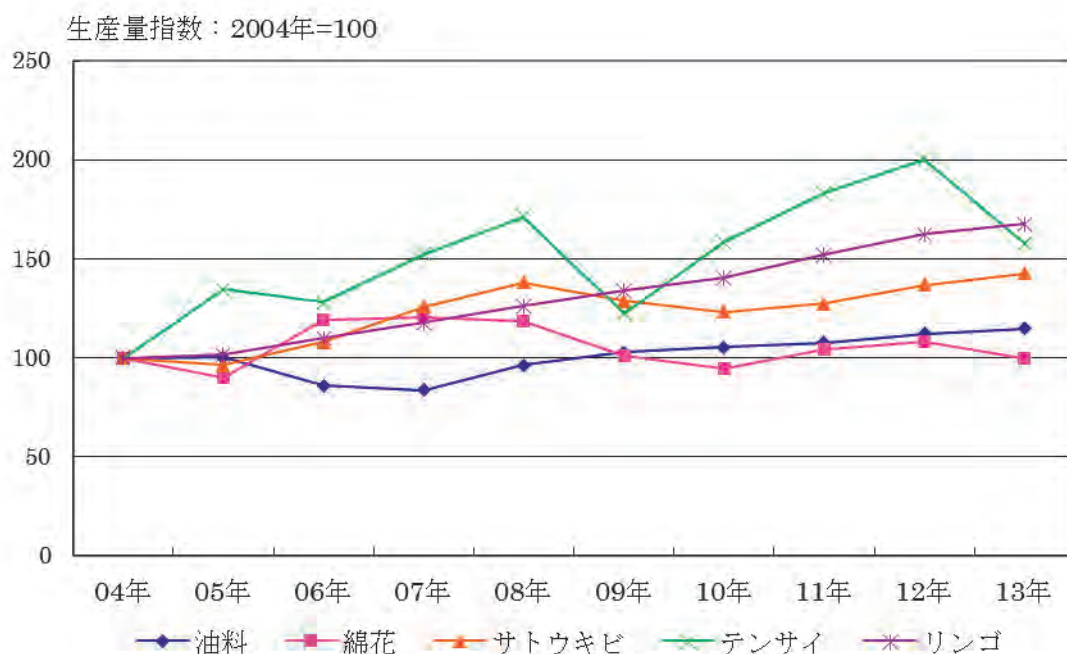
小麦は、2012年にトウモロコシ価格が小麦価格よりも高くなり小麦の飼料消費が拡大したため小麦消費が全体として増加していたが、最近ではトウモロコシ価格が相対的に安くなったこともあって小麦の飼料消費は減少し、小麦輸入は引き続き見られるものの、小麦の需給は比較的落ち着いたものとなっている。

2) その他耕種作物

中国では、前述のとおり、食糧が総播種面積の68パーセントを占め、耕種作物では圧倒的に大きな比重を有しているが、第14図では食糧以外の主要な耕種作物である油料、綿花、サトウキビ、テンサイおよび生産量の動向を示した⁽⁴⁹⁾。同図では各年の生産量を2004年の生産量を100とした指数で示している。

油料（落花生、ナタネおよびゴマ）の生産は、大豆および植物油の輸入が急速に拡大したため、2006、2007年ごろは生産が減少したが、2009年以降は政府の生産支援策もあって生産量が回復するようになり、わずかずつであるが生産量は着実に増加しつつある。

中国は世界最大の綿花の生産国であり、また最大の消費国でもある。このため、中国の綿花の需給動向は、綿花の国際市場にも大きな影響を与えるが、中国政府はこれまで国内綿花を国際価格よりも高い価格で農家から買い上げ、これを国家備蓄することで農家保護を図ってきた。しかしながら、この中国綿花の国内備蓄量が増加を続け、最近では世界の綿花在庫量の約半分を占めるまでになっている。こうした過剰在庫が圧力となって、2013年の中国の綿花生産量は前年よりも減少した。また、こうした事態に対応するため、中国



第 14 図 その他の耕種作物の生産量（指数）の推移

資料：中国統計年鑑.

は 2014 年からは一部地域で綿花の買上げを停止し、目標価格制度への切り替えに踏み切っており、2014 年は生産量がさらに減少することが予想されている。なお、目標価格制度とは、一定の目標価格を定め、市場価格がそれより下落すれば目標価格と市場価格の差額分を農家に補償する制度であるが、2014 年は一部地域での試験実施にとどまり、綿花での本格実施は 2015 年からとされている⁽⁵⁰⁾。

サトウキビおよびテンサイは砂糖原料であるため、その生産量は砂糖生産量の動向に左右される。ただし、中国でサトウキビおよびテンサイの生産量の比は概ね 10 : 1 であり、サトウキビの占める比重が圧倒的に大きい。中国の砂糖生産量は 2008 年に過去最高の 1432 万トンに達した後、2009 年以降は生産量が減少していたが、その後は回復基調にある。2012 年 1 月 19 日に工業情報部等によって制定された「製糖業第 12 次 5 カ年発展計画」では毎年の砂糖生産量を 2015 年までに 1,600 万トンにする目標が定められている。2013 年のサトウキビ生産量は前年より増加したが、テンサイは比較的大きく減少した。テンサイの 2013 年の減少は、黒竜江省におけるテンサイの作付面積および生産量が前年に比べてほぼ半減したことが主な要因となっている。

リンゴは 1990 年代に大きく増産した後、2000 年前後に一時的な伸び悩みが見られたが、2003 年以降は一貫して増加を続けている。果物については、柑橘、梨、ブドウ、バナナといったその他の果物もそれぞれ生産量が増加しており、現在においても果物全体としての増産基調が続いている。2013 年のリンゴの生産量は前年比 3.1 パーセント増の 3,968 万トンとなった。

3) 畜水産物

中国の畜水産物のうち、肉類生産量の推移は第 15 図に示すとおりである。中国で肉類は、主として豚肉、牛肉、羊肉および家禽肉から成る。なお、中国統計年鑑では家禽肉だけの生産量が示されないため、同図ではその他の肉を含めて「家禽肉その他」として表示した。また、生産量は骨付き肉の重量である。

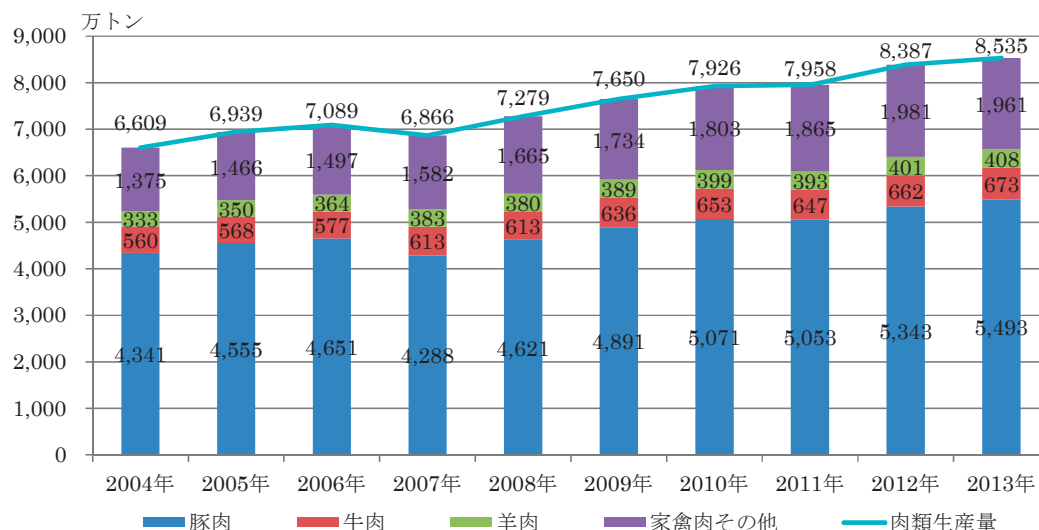
肉類生産量は基本的に一貫した増加基調にある。2007 年には一時的な減少が見られるが、これは豚の青耳病の蔓延、飼料価格の高騰等で豚肉生産が減少したためである。

さて、2013 年の肉類生産量は前年比 1.8 パーセント増の 8,535 万トンとなった。これを 2004 年の 6,609 万トンと比較すると 10 年間で約 2 千万トン、毎年平均で約 200 万トンの増加を続けていることとなる。

2013 年の品目別の肉類のシェアは、豚肉が 64.4 パーセント、牛肉が 7.9 パーセント、羊肉が 4.8 パーセント、家禽肉 23.0 パーセントであるが、各品目のシェアは従前からほとんど変わっていない。このことは、各品目がほぼ同じような増加率で生産量を伸ばしてきたことを示すものであり、中国における肉類の消費パターンまたは消費嗜好の顕著な変化はこれまでのところ起こっていない。

2013 年の豚肉の生産量は前年比 2.8 パーセント増の 5,493 万トンとなった。豚肉の生産量と価格の動きは、通常、ピッグサイクルによるずれが見られるが、2013 年は価格の下落にかかわらず生産量が増加した年となっている。

中国で、豚肉に次いで多く消費される肉が鶏肉を主とした家禽肉である。家禽肉は、鳥インフルエンザ等の影響から生産量が減少することもあるが、基本的に増産基調にある。2013 年の生産量はその他の肉を含めて 1,961 万トンである。



第 15 図 肉類生産量の推移

資料：中国統計年鑑。

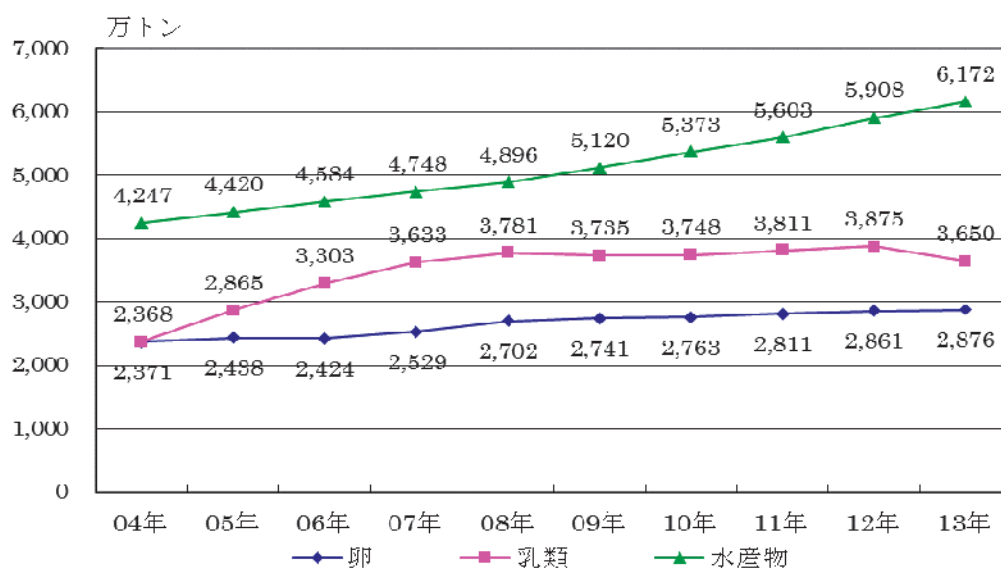
牛肉については、中国の食生活の多様化、高度化とともに、牛肉消費のシェアが拡大するのではないかとの見方もあるが、現在までは肉類生産量に占める牛肉のシェアが約 8 パーセントという状況は変わらない。これについては、食習慣がすぐには変化しないということもあるが、肉牛の量産体制がまだ十分に整っていないことが要因として考えられよう。2013 年の牛肉の生産量は前年よりわずかに増えて 673 万トンとなった。

羊肉は主として少数民族によって消費されるが、近年では都市部での消費の拡大も見られる。生産量は増加しているものの微増にとどまっており、2013 年の生産量も微増の 408 万トンとなった。

畜水産物のうち、卵、乳類および水産物の生産量の推移は第 16 図に示すとおりである。

卵は、1980 年代から 1990 年代にかけて生産量が急速に増加したが、2000 年代になってからは伸び悩みの状況となった。しかしながら、近年でもわずかではあるが生産量は徐々に増加している。2013 年の生産量は前年比 0.5 パーセント増の 2876 万トンとなった。

中国で乳類はほとんどが牛乳であり、牛乳は乳類の約 97 パーセントを占める。乳類は大きな消費需要を背景として 2000 年代前半には生産量が飛躍的に増加し、2008 年には生産量が 3,781 万トンになった。しかしながら、2008 年のメラミン混入粉ミルク事件の発生など中国産乳製品について不祥事が相次いだことから、消費者が中国産乳製品を買い控えるようになり、また、牛乳需要も都市部では伸び悩むようになったため、乳企業間での過当競争も見られるようになった。こうしたことから、2009 年からは乳類の生産量の増加がとまり、生産量はほぼ横ばいの水準となっていたが、2013 年は生産量が減少に転じ前年比 5.8 パーセント減の 3,650 万トンとなった。生産量減少の要因としては、政府による生乳管理基準の厳格化が進んだこと等により、これに十分に対応できない中小の乳業企業が撤退したこと等が考えられる。



第 16 図 卵、乳類および水産物の生産量の推移

資料：中国農業統計年鑑。

水産物の生産量は近年も一貫して増加を続けている。中国の水産物生産量のうち、養殖生産量は約 7 割を占めるが、とりわけ淡水養殖の生産量の伸びが大きく、淡水養殖生産量だけで水産物生産量の約 45 パーセントを占める。2013 年の水産物生産量も主として養殖生産量の伸びによって、前年比 4.5 パーセント増の 6,172 万トンとなり、過去最高の更新を続けている。

5. 農産物貿易

(1) 農産物貿易政策

中国の農産物貿易については、農業部が 2011 年に作成した「全国農業貿易促進計画（2011-2020 年）」に基づき、政府主導の積極的な農産物輸出促進対策が講じられている。同促進計画の主要な内容は、①農産物輸出モデル基地の建設、②輸出農産物ブランドの創設、③企業の海外市場開拓の支援、④農産物輸出モデル企業の育成、⑤国際農業展覧会の開催等を行うことである。

また、農業部は 2012 年 12 月に「全国農産物貿易中長期発展計画（2013-2020）」を策定し、農産物貿易発展の方向性を示している。同発展計画では、農産物輸出の構造の合理化を図ること、市場を多元化すること、農産物貿易と国内産業の発展を調和させること等が明記されている。

2013 年においてもこれらの基本的方針に基づき、海外での中国産農産物展示の推進、農産物輸出モデル基地の建設等への取組が積極的に推進された。

海外での展示推進については、2013 年においては 1,185 万元のプロジェクト資金が投じられ⁽⁵¹⁾、韓国、マレーシアをはじめとする農産物展覧会での中国企業の展示の支援が行われた。また、国内の地域特産物の育成、ブランド化等により、輸出企業と一体となった輸出モデル基地の建設が各地で進められている。

このほか、インターネット等を通じた内外の農産物市場の動向等に関する情報提供、農産物貿易に関する人材育成といった取組等も行われており、意欲的な農産物輸出促進策が官民一体となって講じられている。

(2) 全体的動向

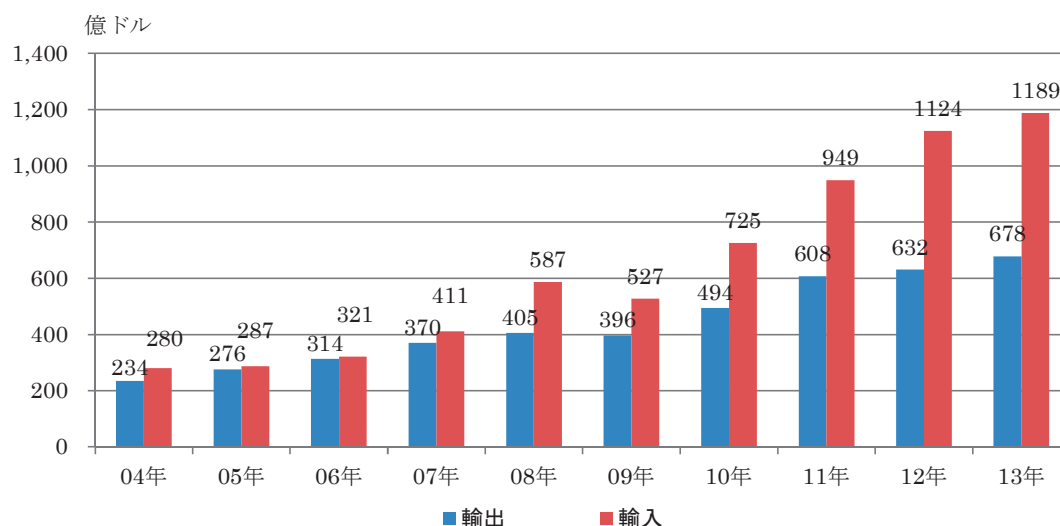
中国では、中国農産品貿易発展報告によれば、ウルグアイラウンド農業合意で定められた範囲（HS 商品分類による。）の農産物の輸出入額に水産物の輸出入額を加えたものが農産物輸出入額として公表される。すなわち、中国の農産物輸出入額は、穀物、綿麻繭糸、油糧種子、植物油、糖料・糖、飲料、野菜、果物、堅果、花卉、餅粕、乾燥豆（除大豆）、水産物、畜産物、調味料、精油、食糧製品、イモ類、薬材、その他農産物の 20 種類の品目の合計輸出入額である。なお、本節で記述する中国の農産物輸出入に関する数値は、特に断らない限り、中国農産品貿易発展報告による。

第 17 図は中国の農産物輸出入額のここ 10 年の推移を示したものである。

中国の農産物貿易は、2003 年以前は輸出額が輸入額を上回っていたが、2004 年以降はこれが逆転し、農産物貿易は赤字の状況が続くようになった。2008 年以降（2009 年はリーマン・ショックによる例外年）はこの貿易赤字が大きく拡大している。この要因としては、国内生産費上昇による中国農産物の価格競争力の低下、油糧種子の輸入額の大幅な増

加等が挙げられよう。2013 年の農産物輸出額は前年比 7.4 パーセント増の 678 億ドル、同輸入額は前年比 5.7 パーセント増の 1189 億ドルで、農産物貿易の赤字額は 511 億ドルに拡大した。

なお、中国の貿易総額のうちで農産物貿易が占める比率は、輸出が 3.1 パーセント（前年 3.1 パーセント）、輸入が 6.1 パーセント（前年 6.2 パーセント）であり、前年とほとんど変わっていない。



第 17 図 中国の農産物貿易の推移

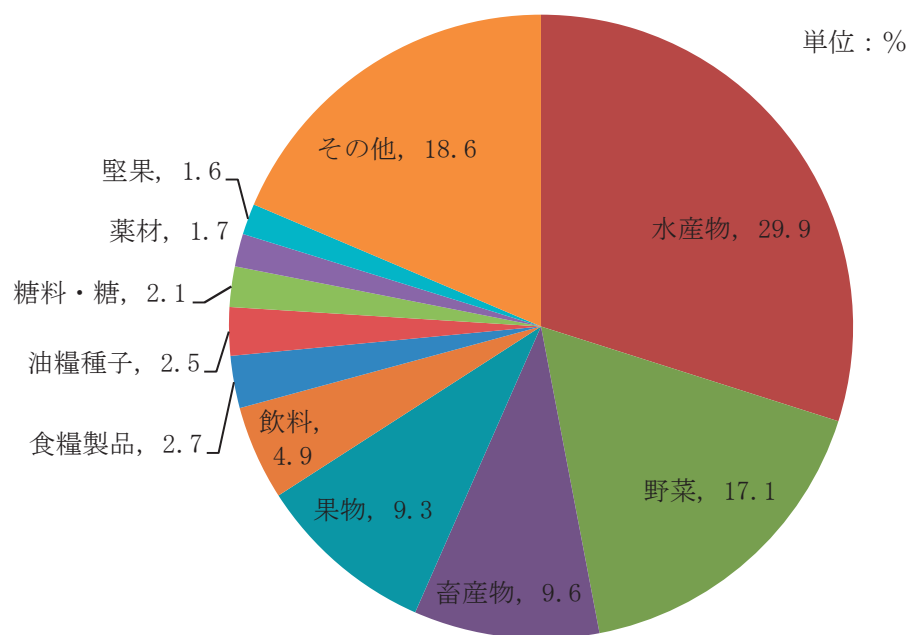
資料：中国農産品貿易発展報告 2014.

(3) 品目別動向

第 18 図および第 19 図は、それぞれ 2013 年の農産物輸出入額の品目別の輸出構成および輸入構成を示したものである。

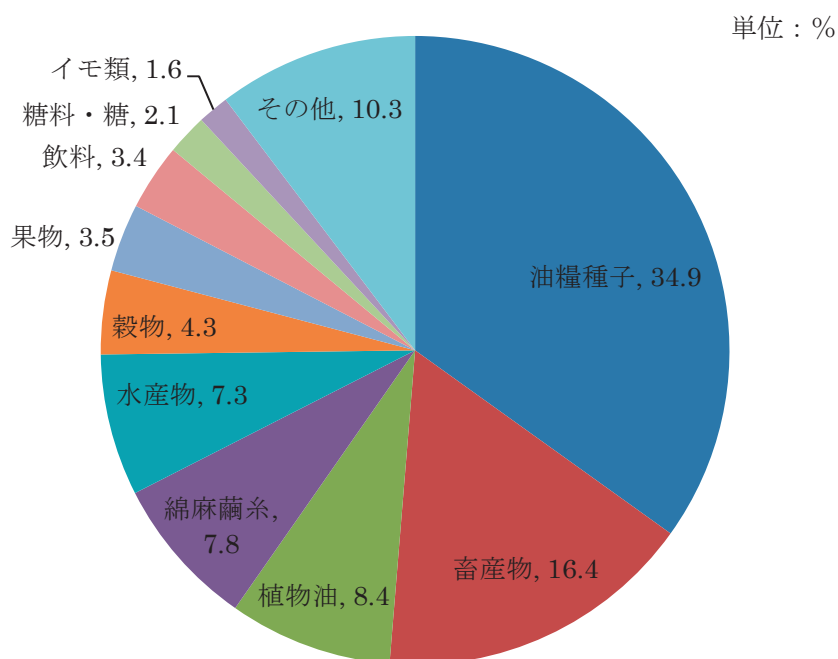
中国の農産物輸出では、水産物、野菜、畜産物、果物の上位 4 品目で農産物輸出額の約 3 分の 2 を占め、この状況は近年変わっていない。とりわけ水産物と野菜は中国の農産物輸出の二本柱とも言うべき存在であり、この両品目だけで農産物輸出額の 4 割を占める。

水産物の 2013 年の輸出額は 202.6 億ドルで前年比 6.7 パーセント増となり、輸出量も前年比 4.2 パーセント増であった。水産物の輸出を加工方式から見れば、保蔵等の処理を行った深加工水産物が 34.2 パーセント、冷凍魚等の初級加工水産物が 33.2 パーセント、燻製・塩漬水産物が 21.3 パーセントを占め、生鮮・冷蔵水産物の輸出は 3.9 パーセントを占めるにすぎない。



第 18 図 農産物品目別輸出構成（2013 年）

資料：中国農産品貿易発展報告 2014.



第 19 図 農産物品目別輸入構成（2013 年）

資料：中国農産品貿易発展報告 2014.

また、自国産水産物のうち、クルマエビ、貝類、ウナギ、ティラピア、フウセイといった養殖水産物の輸出が多いのも従来と変わらず、これらの養殖水産物の輸出は一般貿易⁽⁵²⁾による水産物輸出額の 51.2 パーセントを占める。

野菜の輸出額は 2012 年には減少したが、2013 年は前年比 16.2 パーセント増の 115.9 億ドルとなった。この結果、野菜の輸出額の農産物輸出額に占める比率も前年より拡大して 17.1 パーセントとなった。

野菜のうちで最も輸出額の大きいのは生鮮冷蔵ニンニクであり、野菜輸出額の 11.0 パーセントを占める。次いで輸出額の大きい干しシイタケは 2012 年に輸出額を大きく減らしていたが、2013 年は前年比 129.8 パーセントの増となり、野菜輸出額に占める比率も 10.5 パーセントとなった。干しシイタケの輸出額の回復は、増値税の政策変更にとまなう混乱が解消したことによるものとされる。

畜産物については、近年では輸入額のほうが輸出額よりもかなり大きくなっているが、2013 年の輸出額は前年比 1.3 パーセント増の 65.2 億ドルであり、農産物輸出額の 9.6 パーセントを占める。

中国の畜産物輸出で 1 億ドルを超えているものは家禽製品、生豚製品、羽毛、ソーセイジ用皮、蜂製品、動物毛、牛製品および卵製品の 8 品目であり、これら 8 品目で畜産物輸出額の 91.7 パーセントを占める。ただし、このうち前年よりも輸出額が増加したのは生豚製品、羽毛および蜂製品のみであり、他の品目は前年より減少した。乳製品は輸出額が 1 億ドルに満たない品目であるが、前年よりも輸出額を 30.8 パーセント減少させ、輸出額は 5,700 万ドルにとどまった。

果物は、輸出量が前年比 0.6 パーセントの減少となったものの、輸出額は前年比 2.2 パーセント増の 63.2 億ドルとなった。

2013 年の果物の輸出で最も多い品目は柑橘であり、輸出額は前年比 19.6 パーセント増の 11.6 億ドルとなった。柑橘は近年輸出が大きく伸びている。生鮮リンゴが次に続き、輸出額は 10.3 億ドルである。2012 年に最も輸出額の多かったリンゴ果汁は前年比 20.7 パーセント減の 9.1 億ドルとなった。

一方、中国の農産物輸入では油糧種子の輸入が特に大きな比率を占めるという基本的な状況は従来と変わっていない。2013 年では、これに畜産物、植物油、綿麻繭糸、水産物と続く。前年と比較して植物油と綿麻繭糸の順位が入れ替わっているが、これは綿麻繭糸の輸入額の減少幅が大きかったためである。これら上位 5 品目で 2013 年の中国の農産物輸入額の 74.8 パーセントを占める。

油糧種子の輸入は、中国の農産物輸入額の約 3 分の 1 を占めるが、2013 年はそのシェアをさらに拡大して 34.9 パーセントとなった。油糧種子の輸入のうち、大豆は輸入量、輸入額ともその 9 割以上を占めるが、2013 年の大豆輸入量は前年比 502.4 万トン増の 6340.5 万トン、輸入額は前年比 31.1 億ドル増の 380.3 億ドルとなった。このほか、油糧種子の輸入では、ナタネおよびゴマも 2013 年は輸入が増加し、ナタネは前年比 23.9 パーセント増の 24.2 億ドル、ゴマは前年比 48.6 パーセント増の 7.7 億ドルの輸入額となった。

畜産物は、かつては輸出額が輸入額よりも多かったが、2000年代はじめにこれが逆転し、近年はその差がさらに拡大しつつある。2013年の輸入額は前年比30.8パーセント増の195.1億ドルであり、輸出額との差は前年より53.2パーセント拡大して129.9億ドルとなった。2013年の畜産物の輸入で、輸入額が10億ドルを超える品目を輸入額の多いものから順に挙げると、乳製品（2013年輸入額51.9億ドル）、動物生皮（同35.7億ドル）、動物毛（同28.7億ドル）、生豚製品（同26.6億ドル）、牛製品（同16.0億ドル）、家禽製品（同10.7億ドル）となる。これら6品目で畜産物輸入額の86.9パーセントを占める。これらの品目のうちでは、乳製品が粉ミルクの輸入増等から前年比61.3パーセントの増加となっていること、牛製品が国内需要への対応から前年比143.1パーセントの増加となったことが注目されよう。

中国の植物油の輸入で最も多いのはパーム油であり、植物油輸入量の6割以上を占める。2013年のパーム油の輸入量は前年比5.7パーセント減の598万トン、輸入額は24.6パーセント減の49.1億ドルとなった。植物油では、このほか、ナタネ油および豆油の輸入が多く、ナタネ油の2013年の輸入量は152.7万トン、豆油は同115.8万トンであり、パーム油、ナタネ油および豆油の3品目で植物油輸入量の94パーセントを占める。

綿花の輸入量は、2012年まで3年連続で増加していたが、2013年は前年比16.9パーセント減の450.2万トンとなった。輸入額も前年比27.4パーセント減の87.2億ドルとなった。中国の綿花輸入量の減少は、中国国内での綿花在庫の増加が進み、国内での需給が緩和していることが要因となったものと考えられる。中国の主たる綿花輸入先はインド、アメリカ、オーストラリア、ウズベキスタン等である。

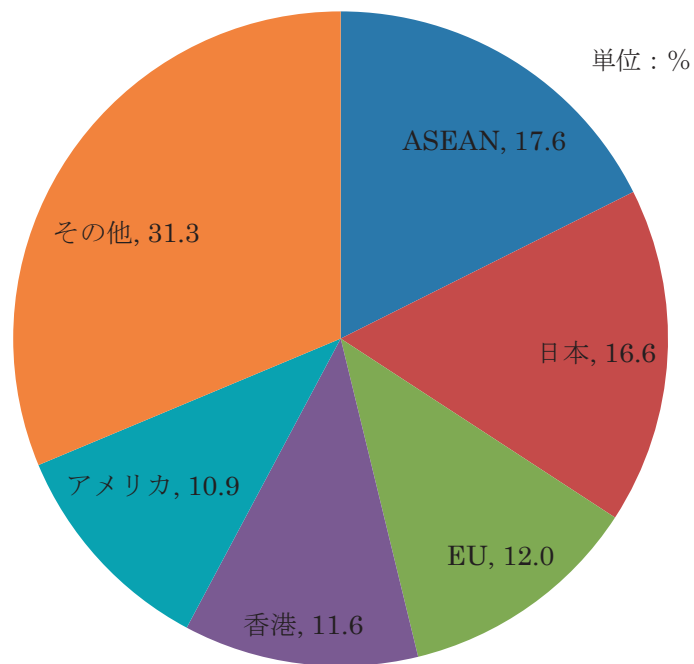
中国の2013年の水産物貿易は輸出額202.6億ドルに対して輸入額は86.4億ドルとなった。輸入額は前年比8パーセントの増加であった。輸入量は417万トンであるが、そのうちの3分の1は輸出处向け加工原料としての輸入である。飼料用魚粉の輸入量は前年比21.7パーセント減の97.6万トンとなったが、国内消費用水産物の輸入量は前年比20.6パーセント増の92.8万トンとなった。

（４） 国・地域別動向

第20図および第21図は、それぞれ中国の国・地域別の輸出構成および輸入構成を示したものである。

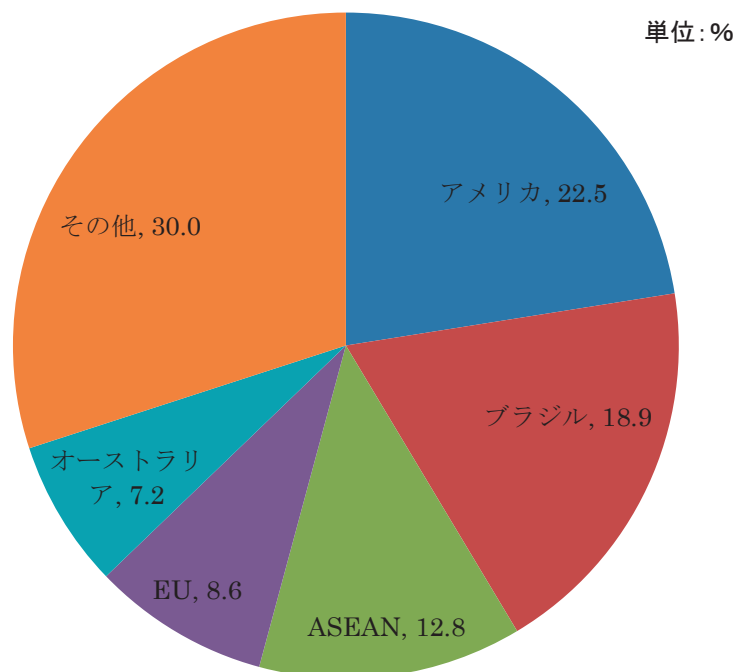
中国の農産物輸出先は、これまで日本が最も多かったが、2013年はASEANが最多となり、日本は2番目となった。これにEU、香港、アメリカが続いており、これら5つの国・地域で中国の農産物輸出の約7割を占める。

また、農産物輸入先は、アメリカ、ブラジル、ASEAN、EUの順となっているが、これは前年と変化がない。



第 20 図 農産物国・地域別輸出構成（2013 年）

資料：中国農産品貿易発展報告 2014.



第 21 図 農産物国・地域別輸入構成（2013 年）

資料：中国農産品貿易発展報告 2014.

中国の日本への輸出農産物で主なものは、水産物（2013年の対日輸出農産物の34.8パーセント）、野菜（同20.9パーセント）、畜産物（同15.2パーセント）であるが、これらはいずれも前年より輸出額を減少させた。中国から日本への2013年の農産物輸出額は全体で112.5億ドルとなった。日本への輸出減少の理由としては、食品安全の問題から日本の消費者が中国農産物離れを起こしていること、日本での輸入農産物への食品衛生上の国境監視措置が強化されていること、円安の影響があったこと等が考えられよう。

中国とASEANとの農産物貿易は、これまで輸出入ともに大きく拡大してきた。2013年は中国からの輸出が伸びる一方で、輸入はやや減少したが、それでも中国にとってASEANとの農産物貿易が輸入超過の状況であることは変わらない。中国からの輸出は前年比17.9パーセント増の119.4億円であり、輸入は前年比8.2パーセント減の151.7億ドルであった。

中国からASEANへの輸出では野菜、水産物、果物が多く、2013年はこれら3品目でASEANへの農産物輸出額の77.3パーセントを占めた。一方、中国のASEANからの輸入では植物油、果物、イモ類が多くなっており、同様にこれら3品目が63.7パーセントを占める。植物油の輸入ではパーム油が主なものである。

中国とEUとの農産物貿易は2012年に初めて中国の輸入額が輸出額を上回ったが、2013年は中国からの輸出が81.4億ドル、輸入が102.8億ドルとなり、中国にとっての輸入超過の状況が継続することとなった。

中国のEUへの輸出で最も多いのは水産物（2013年の対EU農産物輸出額の28.0パーセント）であり、これに野菜（同13.9パーセント）、畜産物（同12.6パーセント）、果物（同6.0パーセント）が続いている。一方、輸入で多いのは豚肉、乳製品等の畜産物（2013年の対EU農産物輸入額の38.7パーセント）、ワイン等の飲料（同23.5パーセント）、植物油（6.3パーセント）等である。

アメリカは中国にとって重要な農産物輸出国であり、かつ、最大の農産物輸入国である。2013年の中国からアメリカへの農産物輸出額は前年比2パーセント増の74億ドル、輸入額は前年比7.1パーセント減の267.2億ドルであった。

中国からアメリカへの輸出で最も多いのは対EUと同じく水産物であり、アメリカへの農産物輸出額の43.2パーセントを占める。続いて果物および野菜が多く、それぞれ14.0パーセントおよび10.2パーセントを占めている。アメリカからの輸入では大豆を主とした油糧種子の輸入が特に大きくなっており、2013年の輸入額は133.6億ドル、アメリカからの農産物輸入額の50.0パーセントを占める。次いで、畜産物35.7億ドル、綿麻繭糸24.5億ドル、穀物22.0億ドルとなっている。

6. おわりに

本稿では、熾烈な政治抗争、社会不安の増大、経済成長の減速といった深刻な課題に直面し、大きな転換期を迎えることとなったと見られる中国について、その 2014 年における政治経済の基本的動向および農業をめぐる諸情勢を整理してきた。

まず政治面では、習近平政権成立以来継続している権力闘争が、2014 年になって周永康の失脚等によって新しい段階に入り、習近平による権力掌握が進んでいるように見られるものの、反対勢力も残存しており、必ずしも予断を許すものでないことを説明した。また、社会不安の問題に関しては、労使問題、農村土地問題等に関する紛争が相変わらず多発する中で、2014 年は特にウイグル族に関する暴動・死傷事件が頻発し、民族問題が深刻化している状況をうかがわせるものとなった。

こうした党内抗争と社会の不安定化の中で、2014 年 10 月の四中全会では「依法治国」の目標が掲げられることとなった。「依法治国」はこれまでの「人治」の実態をあらためて法による統治を徹底し、権力闘争の正当化と人民の不満の緩和を図ろうとするものであった。なお、四中全会では地方党官僚の業務適正化等を目的として「終身責任追及制度」が併せて規定されたが、これは権力闘争の激化、政策の硬直化といった弊害を引き起こす可能性があることを指摘した。

対外的には、2014 年においても、パラセル諸島近海での石油掘削活動、スプラトリー諸島での軍事用滑走路建設等、南シナ海等での独自行動が継続し、周辺諸国の懸念をますます深めるものとなった。日本との関係では、2014 年 11 月の A P E C の場で日中首脳会談が実現したが、中国国内では日本への敵対・報復意識を高めるための政策等が続けられており、日中関係の今後には極めて厳しいものがあるという状況は変わっていない。

経済面では、2014 年から「経済の新常態」という概念が提起され、従来の投資主導成長方式から技術開発主導成長方式への転換が公式にめざされることとなったが、中国では公正で自由な市場が実質的に確立されていないことから、現在の政治経済体制の下ではこうした成長方式の転換には困難がともなうことを説明した。

農業政策面では、食糧安全保障の確保が最優先の政策課題とされる中で、農業生産支援政策のあり方としては、従来の生産補助金の支払いや価格支持に代えて、目標価格制度の導入が検討されることとなり、食糧生産においても試験実施が行われることとなった。

中国の食糧生産量は 2004 年以来 11 年連続の増産となったが、飼料需要の拡大等による穀物消費量の増加によって、中国国内の食料需給は逼迫した状況が続いており、コメ、トウモロコシ等の輸入が行われている。

以上述べてきたとおり、中国は内外に直ちには解決困難な深刻な課題を抱えており、とりわけ経済は大きな曲がり角にある。こうした状況に対応して、中国政府がどのように対応するのか、また中国がどの方向に進むのか、今後ともその動きを注視し、的確な動向把握に努めてまいることとしたい。

- 注(1) 人民日報 2014 年 7 月 1 日。
- (2) 人民日報 2014 年 7 月 30 日。
- (3) 産経ニュース 2014 年 7 月 30 日。
- (4) 何清漣「習近平の『反腐敗』は何故、『孤剣』か？」清漣居 2014 年 6 月 26 日（日本語訳）
<http://heqinglian.net/2014/07/05/xi-anti-corruption/>
- (5) 産経ニュース 2014 年 1 月 27 日。
- (6) 産経ニュース 2014 年 10 月 25 日。
- (7) 産経ニュース 2014 年 5 月 11 日。
- (8) 産経ニュース 2014 年 11 月 2 日。
- (9) 時事通信 2014 年 1 月 25 日。同自治区政府系サイトの発表で 5 人死傷。
- (10) 時事通信 2014 年 5 月 1 日。国営新華社通信は、死者 3 人、負傷 79 人と伝える。
- (11) REUTERS 2014 年 5 月 22 日。中国中央電視台は、死者 31 人、負傷約 90 人と伝える。
- (12) 毎日新聞 2014 年 7 月 30 日。AFP 通信によれば、死傷者は 100 人近くに上る。地元警察当局が容疑者数十人を射殺。
- (13) 時事通信 2014 年 5 月 31 日。
- (14) 日本経済新聞 2014 年 11 月 21 日。
- (15) Usfl.com 2014 年 11 月 21 日、<http://www.usfl.com/?p=61067>。
- (16) Searchina 2014 年 10 月 24 日、<http://news.searchina.net/id/1546899?page=1>。
- (17) 産経ニュース 2013 年 11 月 25 日。中国海軍少将のテレビ番組での発言。
- (18) Usfl.com 2014 年 1 月 31 日、<http://www.usfl.com/?p=35984>。
- (19) 読売新聞 2014 年 2 月 25 日。
- (20) BBC, 24 April 2014, <http://www.bbc.com/news/world-asia-27137272>。
- (21) 外務省「日米首脳会談（概要）」http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_000755.html。
- (22) BBC, 28 April 2014, <http://www.bbc.com/news/world-asia-27183976>。
- (23) 読売新聞 2014 年 7 月 16 日。
- (24) Record China 2014 年 11 月 25 日、<http://news.livedoor.com/article/detail/9503270/>。
- (25) Usfl.com 2014 年 7 月 9 日、<http://www.usfl.com/?p=48414>。
- (26) 産経ニュース 2014 年 5 月 5 日；The Wall Street Journal（日本語）2014 年 10 月 23 日。
- (27) 産経ニュース 2014 年 4 月 20 日。
- (28) 同上；読売新聞 2014 年 2 月 25 日。
- (29) 産経ニュース 2014 年 4 月 21 日。
- (30) 産経ニュース 2014 年 4 月 20 日。
- (31) 産経ニュース 2014 年 4 月 9 日。
- (32) 日本経済新聞 2014 年 7 月 15 日。
- (33) 外務省「日中関係の改善に向けた話合い」http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_000789.html。
- (34) 経済参考報 2014 年 11 月 10 日。
- (35) 「中進国の罟」とは、一人当たり GDP（国民所得）が中進国の水準となってから、自国の賃

- 金上昇によって軽工業品等については低所得国に対する競争力を失う一方で、一定の技術力を要する工業製品については先進国と比較して技術力が不十分なため、結果として経済成長が鈍化、停滞し、一人当たり GDP が伸び悩むようになって中進国から抜けられない現象を言う。
- (36) ただし、中国の統計上、輸入大豆は油糧種子として扱われており、食糧に算入されているわけではない。
- (37) 360doc 個人図書館 2014 年 4 月 20 日, http://www.360doc.com/content/14/0420/18/1317564_370610312.shtml。
- (38) 済南日報 2014 年 9 月 23 日。
- (39) 人民日報 2014 年 1 月 21 日。
- (40) 「農民銀行家 49 人論壇総述」百信農村資金互助社 2013 年 10 月 19 日；「発展新型農村資金互助合作要清除障害」互聯網 2014 年 4 月 3 日。
- (41) 中央財政収入と財政赤字額を足せば 7 兆 3,880 億元であり、中央財政支出額に 1,000 億元足りないが、この 1,000 億元は中央予算安定調節基金から繰り入れられることとなっている。
- (42) 農資導報 2014 年 3 月 27 日；中国軍網 2014 年 3 月 27 日。
- (43) 経済観察網 2014 年 4 月 18 日。
- (44) 同上。
- (45) 作目別の播種面積の合計は農作物総播種面積に一致していない。2009 年以降は作目別播種面積の合計値のほうが農作物総播種面積よりも多くなっているが、これは統計の誤差によるものであろう。
- (46) 中国統計年鑑の解説による。
- (47) 1993 年 2 月 20 日国務院「食糧保護価格買付制度に関する通知」を根拠とする。
- (48) 中華糧網 (<http://www.cngrain.com/Publish/qita/201409/573796.shtml>) に掲載された食糧需給表から算出した。
- (49) 野菜は生産量のデータがないので、ここでは取り上げていない。
- (50) 済南日報 2014 年 9 月 23 日。
- (51) 中国農産品貿易発展報告 2014。
- (52) 中国では、輸入して一定の加工をした後に輸出することをあらかじめ定めて行う貿易を加工貿易として一般貿易とは異なる貿易方式に分類している。